

調査レポート

2015
11

No.232

- 道内経済の動き
- 道内企業の経営動向調査（平成27年7～9月期実績、平成27年10～12月期見通し）
- マイナンバー制度における「個人番号」と安全管理措置の概要
- タイの現状とバンコク駐在員事務所の取り組み強化について

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
定例調査：道内企業の経営動向調査	6
経営のポイント：人材確保・育成への投資が必要に	14
経営のアドバイス：マイナンバー制度における 「個人番号」と安全管理措置の概要	17
アジアニュース：タイの現状とバンコク駐在員事務所の 取り組み強化について	29
私募債発行企業のご紹介	33
主要経済指標	36

道内経済の動き

道内景気は、緩やかに持ち直している。

需要面をみると、個人消費は、一部に弱い動きが残っているものの、大型店販売額が前年を上回るなど、緩やかに持ち直している。住宅投資は、前年を上回っている。設備投資は、基調としては持ち直している。公共投資は、前年を下回っている。観光は、外国人観光客の増加が続いている。輸出は、アジアや中南米向けなどが増加している。

生産活動は横ばい圏内で推移している。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いている。企業倒産は、件数は増加したが、負債総額は減少している。

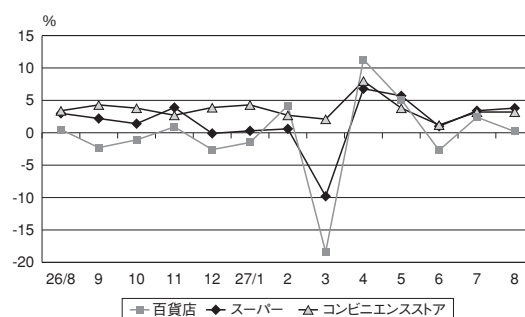
①百貨店等販売額～5か月連続で増加

8月の百貨店・スーパー販売額（全店ベース、前年比+3.0%）は、5か月連続で前年を上回った。

百貨店（前年比+0.2%）は、その他の品目が前年を上回った。スーパー（同+3.8%）は、衣料品が前年を下回ったが、飲食料品、身の回り品、その他の品目が前年を上回った。

コンビニエンスストア（前年比+3.2%）は、23か月連続で前年を上回った。

百貨店等販売額
(前年比)



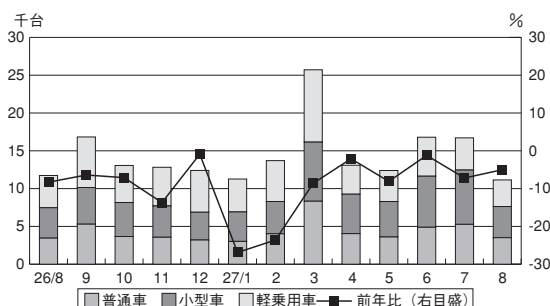
(資料：北海道経済産業局)

②乗用車新車登録台数～17か月連続で減少

8月の乗用車新車登録台数は、11,148台（前年比▲5.0%）と17か月連続で前年を下回った。車種別では、普通車（同+1.6%）、小型車（同+2.5%）は増加したが、軽乗用車（同▲17.5%）が減少した。

4～8月累計では、70,146台（前年比▲4.7%）と前年を下回って推移している。普通車（同+7.4%）、小型車（同+2.8%）は前年を上回っているが、軽乗用車（同▲21.4%）が前年を下回っている。

乗用車新車登録台数

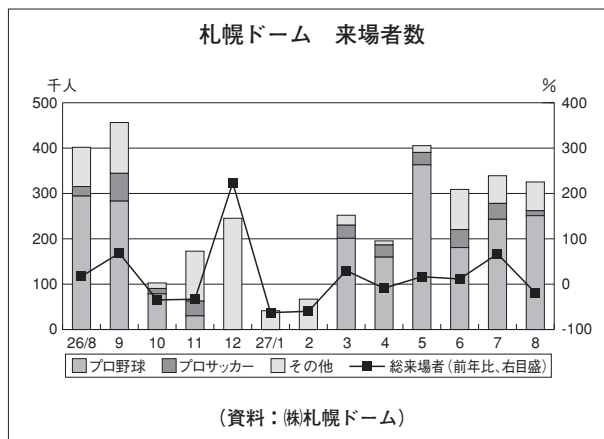


(資料：(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会)

③札幌ドーム来場者～4か月ぶりに減少

8月の札幌ドームへの来場者数は325千人（前年比▲19.0%）と4か月ぶりに前年を下回った。内訳はプロ野球が251千人（同▲14.7%）、プロサッカーが11千人（同+1.0%）、その他が63千人（同▲26.8%）だった。

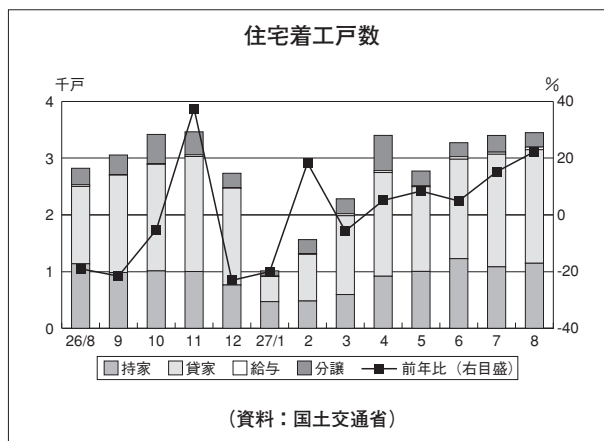
試合数はプロ野球が8試合（前年差▲2試合）、プロサッカーは1試合（同▲1試合）。1試合あたり来場者数は、プロ野球が31,377人（前年比+6.6%）、プロサッカーが10,902人（同+3.8%）だった。



④住宅投資～5か月連続で増加

8月の新設住宅着工戸数は、3,450戸（前年比+22.3%）と5か月連続で前年を上回った。利用関係別では、分譲（同▲12.4%）が減少したが、貸家（同+46.8%）、持家（同+0.8%）が増加した。

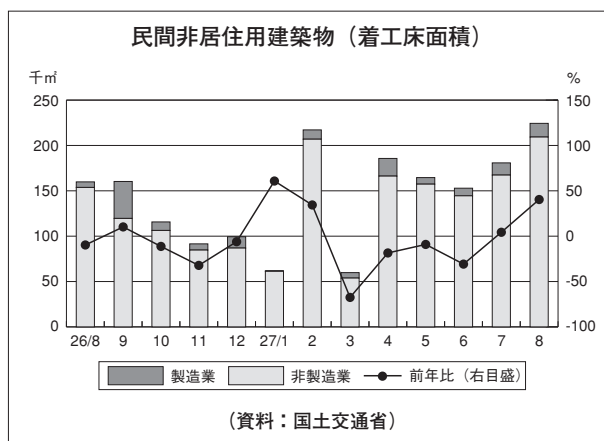
4～8月累計では、16,299戸（前年比+11.0%）と前年を上回っている。利用関係別では、貸家（同+16.0%）、分譲（同+16.0%）、持家（同+1.6%）いずれも増加している。



⑤建築物着工床面積～2か月連続で増加

8月の民間非居住用建築物着工床面積は、224,355㎡（前年比+40.4%）と2か月連続で前年を上回った。業種別では、製造業（同+146.8%）、非製造業（同+36.1%）とも前年を上回った。

4～8月累計では、908,289㎡（前年比▲5.7%）と前年を下回っている。業種別では、製造業（同▲29.1%）、非製造業（同▲3.3%）とも前年を下回っている。

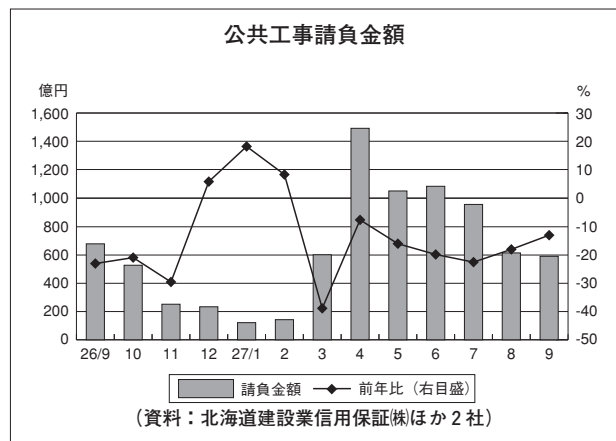


⑥公共投資～7か月連続で減少

9月の公共工事請負金額は、589億円（前年比▲13.1%）と7か月連続で前年を下回った。

発注者別では、北海道（前年比+10.1%）、市町村（同+0.1%）は前年を上回ったが、国（同▲51.2%）が前年を下回った。

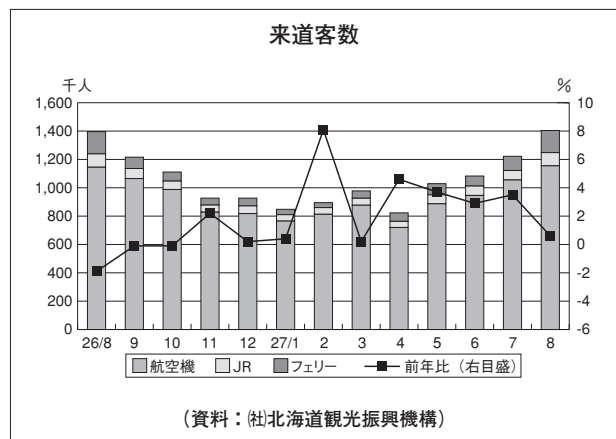
4～9月累計では、請負金額5,781億円（前年比▲16.0%）と前年を下回って推移している。



⑦来道客数～10か月連続で前年を上回る

8月の国内輸送機関利用による来道客数は、1,404千人（前年比+0.6%）と10か月連続で前年を上回った。輸送機関別では、JR（同▲0.7%）、フェリー（同▲0.9%）が前年を下回ったが、航空機（同+0.9%）が前年を上回った。

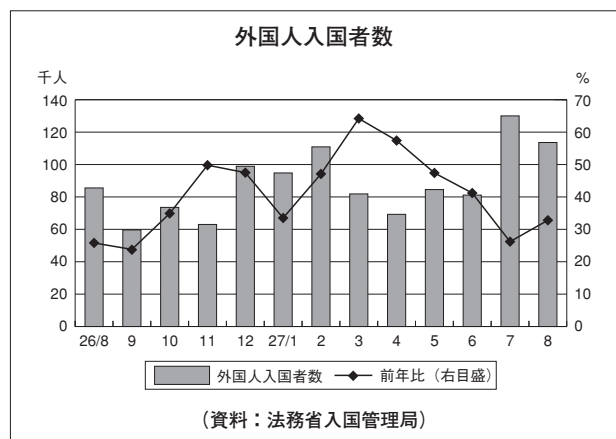
4～8月累計では、5,559千人と前年を2.8%上回っている。



⑧外国人入国者数～31か月連続で増加

8月の道内空港・港湾への外国人入国者数は、113,596人（前年比+32.8%）と31か月連続で増加した。4～8月累計では、478,543人（同+37.8%）と前年を上回っている。

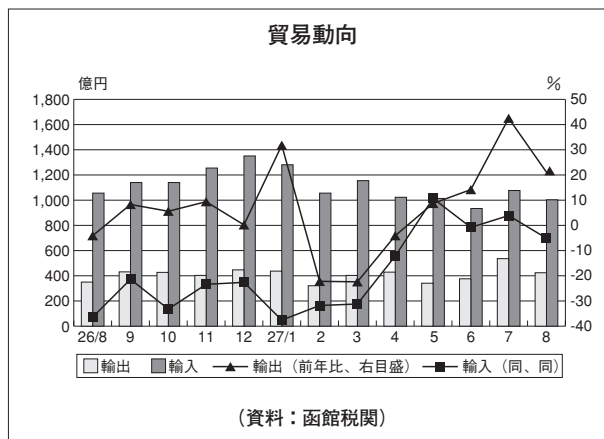
8月の新千歳空港国際線の輸送旅客数は前年に比べ26.9%増加した。路線別では、ソウル線、香港線、台北線などが増加した。



⑨貿易動向～輸出は4か月連続で増加

8月の道内貿易額は、輸出が前年比21.1%増の424億円、輸入が同5.1%減の1,003億円だった。

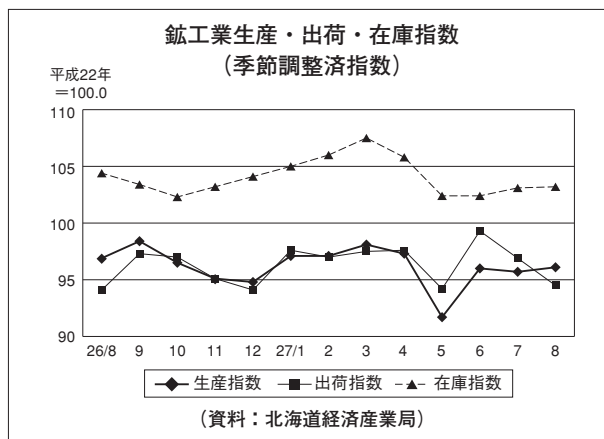
輸出は、鉄鋼などが減少したが、船舶や鉱物性タール及び粗製薬品などが増加し、4か月連続で前年を上回った。輸入は、原油及び粗油などが減少し、2か月ぶりに前年を下回った。



⑩鉱工業生産～2か月ぶりに上昇

8月の鉱工業生産指数は96.1（前月比+0.4%）と2か月ぶりに上昇した。前年比（原指数）では▲0.9%と2か月連続で低下した。

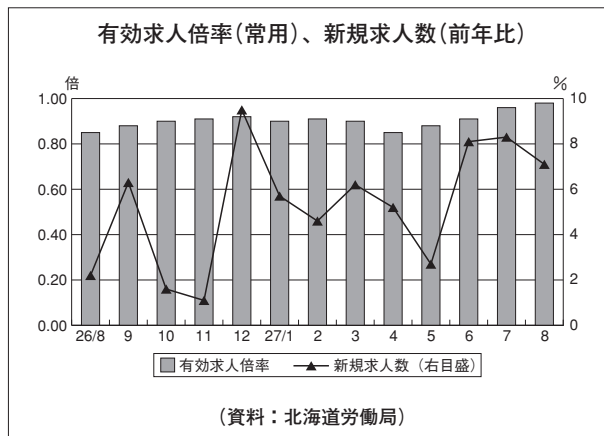
業種別では、前月に比べ、石油・石炭製品工業、一般機械工業など8業種が低下したが、金属製品工業、パルプ・紙・紙加工品工業など8業種が上昇した。



⑪雇用情勢～改善が続く

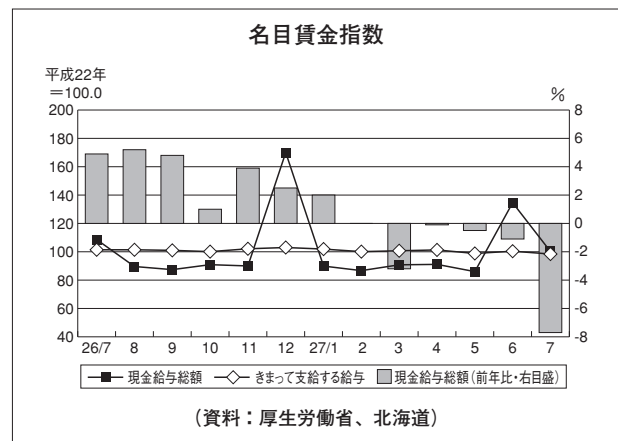
8月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.98倍（前年比+0.13ポイント）と67か月連続で前年を上回った。

新規求人数は、前年比7.1%の増加となり、67か月連続して前年を上回った。業種別では、宿泊業・飲食サービス業（前年比+39.9%）、医療・福祉（同+8.4%）、建設業（同+5.7%）などが増加した。



⑫名目賃金指数～5か月連続で低下

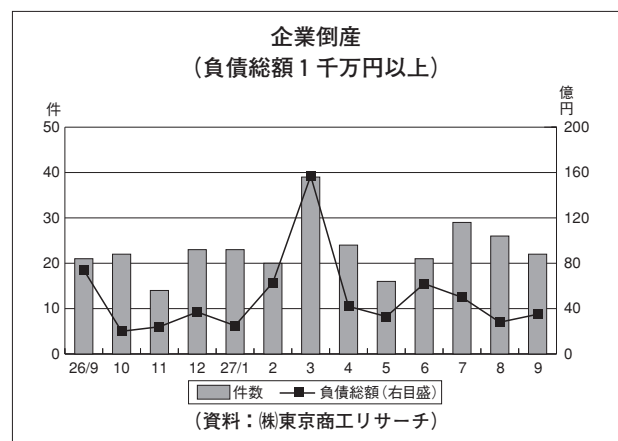
7月の名目賃金指数（規模5人以上）は、現金給与総額が100.2（前年比▲7.7%）となり、5か月連続で前年を下回った。現金給与総額のうち、きまって支給する給与は98.4（同▲3.0%）となり、6か月連続で前年を下回った。



⑬倒産動向～件数は2か月ぶりに増加

9月の企業倒産は、件数が22件（前年比▲4.8%）、負債総額が35億円（同▲52.0%）となった。件数は2か月ぶりに前年を上回った。一方、負債総額は2か月連続で前年を下回った。

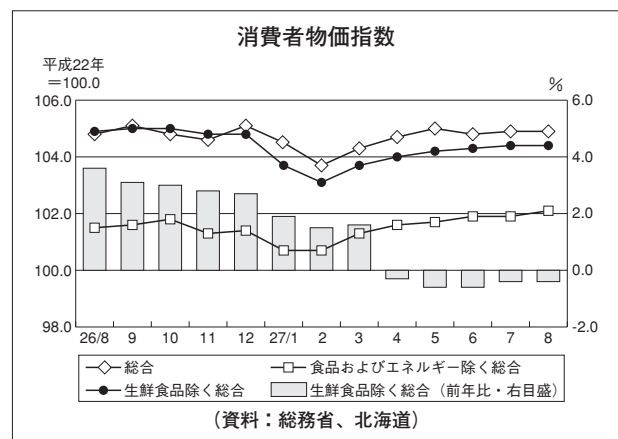
業種別では、サービス・他が8件、小売業が5件などとなった。



⑭消費者物価指数～5か月連続で低下

8月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は104.4（前年比▲0.4%）と、5か月連続で前年を下回った。

10大費目別では、食料（前年比+3.2%）など7費目が前年を上回った。一方、光熱・水道（同▲5.6%）交通・通信（同▲3.3%）など3費目が前年を下回った。





業況に足踏み感

第58回 道内企業の経営動向調査

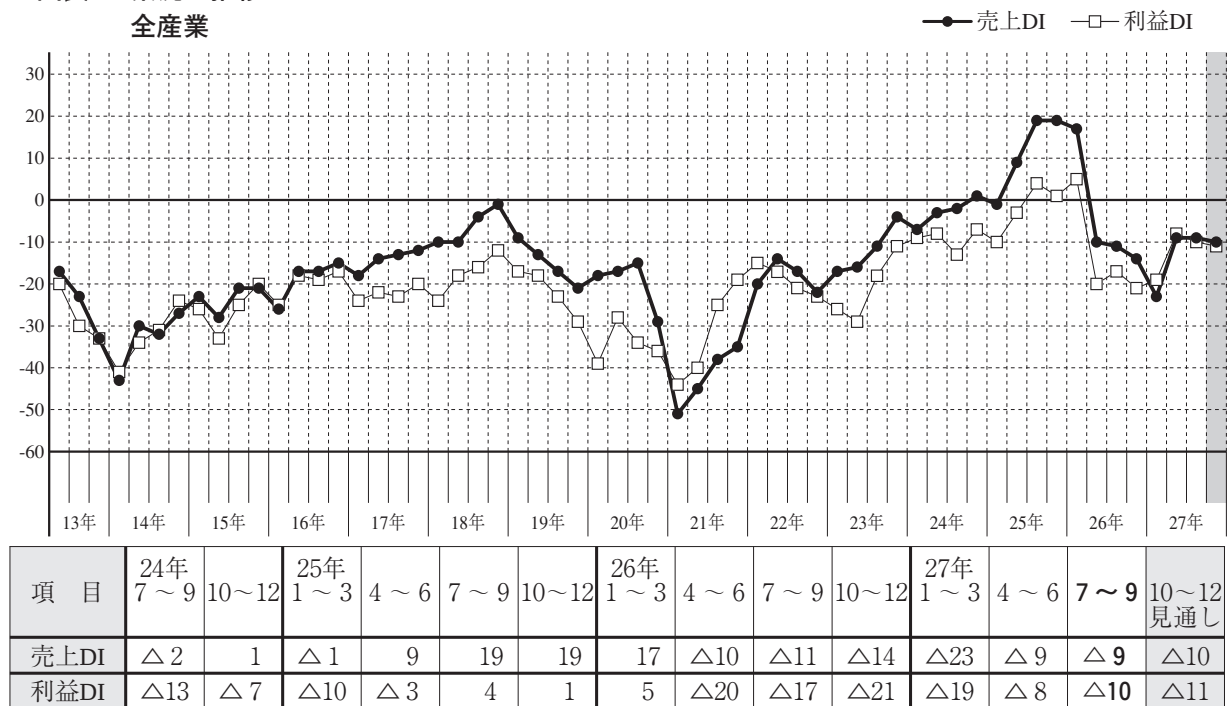
1. 平成27年7～9月期 実績

前期に比べ、売上DI (△9) は横ばい、利益DI (△10) は2ポイント低下した。観光関連業種が好調に推移したが、公共事業関連業種で厳しさが続いており、業況に足踏み感が見られる。

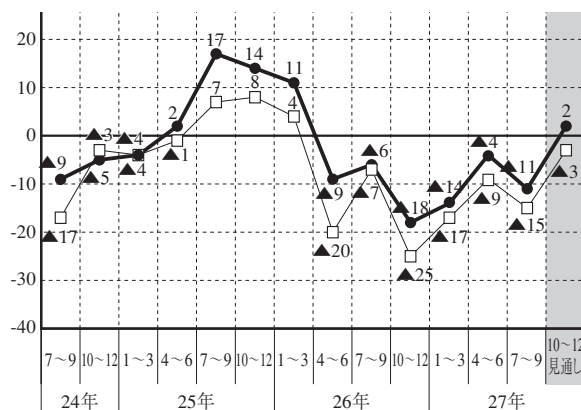
2. 平成27年10～12月期 見通し

売上DI (△10)、利益DI (△11) はそれぞれ1ポイント低下する見通しである。製造業の売上DI、利益DIはそれぞれ持ち直す見込みであるが、非製造業はそれぞれ低下が見込まれる。

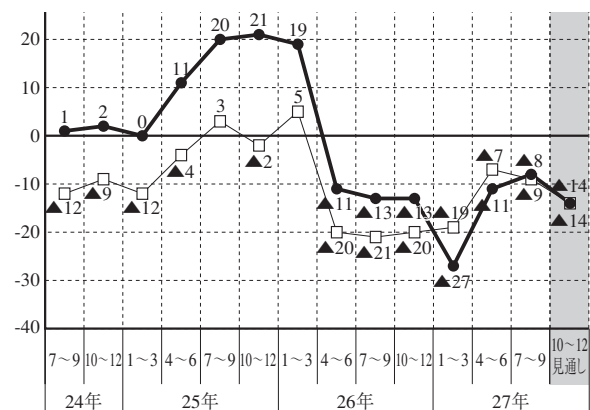
＜図表1＞業況の推移
全産業



製造業



非製造業



＜図表2＞業種別の要点

	要 点（平成27年7～9月期実績）	売 上 D I			利 益 D I		
		27年 4～6	7～9	10～12 見通し	27年 4～6	7～9	10～12 見通し
全産業	製造業は3期ぶりの後退	△9	△9	△10	△8	△10	△11
製造業	設備投資関連が弱い動き	△4	△11	2	△9	△15	△3
食料品	製菓業を中心に売上増加基調続く	2	19	14	△2	10	15
木材・木製品	輸入材料価格の上昇により利益悪化	△15	△9	9	△10	△32	△9
鉄鋼・金属製品・機械	金属、機械関連とも低調	△14	△32	△2	△22	△33	△5
非製造業	ホテル・旅館業の好調が持続	△11	△8	△14	△7	△9	△14
建設業	一般土木建設は低調。住宅は持ち直し	△20	△8	△21	△20	△19	△24
卸売業	建材卸、鋼材卸は厳しさが残る	△14	△8	△14	△15	△21	△21
小売業	燃料店は単価低下が続く	△20	△26	△14	△2	△2	△2
運輸業	燃料価格の値下がり利益改善に寄与	△3	△14	△14	17	19	8
ホテル・旅館業	宿泊客増加で、客室の高稼働率続く	10	20	△10	5	26	△16

調 査 要 項

- 調査の目的と対象
アンケート方式による道内企業の経営動向把握。
- 調査方法
調査票を配付し、郵送または電子メールにより回収。
- 調査内容
第58回定例調査
(27年7～9月期実績、27年10～12月期見通し)
- 回答期間
平成27年8月中旬～9月上旬
- 本文中の略称
 - (A) 増加（好転）企業
前年同期に比べ良いとみる企業
 - (B) 不変企業
前年同期に比べ変わらないとみる企業
 - (C) 減少（悪化）企業
前年同期に比べ悪いとみる企業
 - (D) D I
「増加企業の割合」－「減少企業の割合」

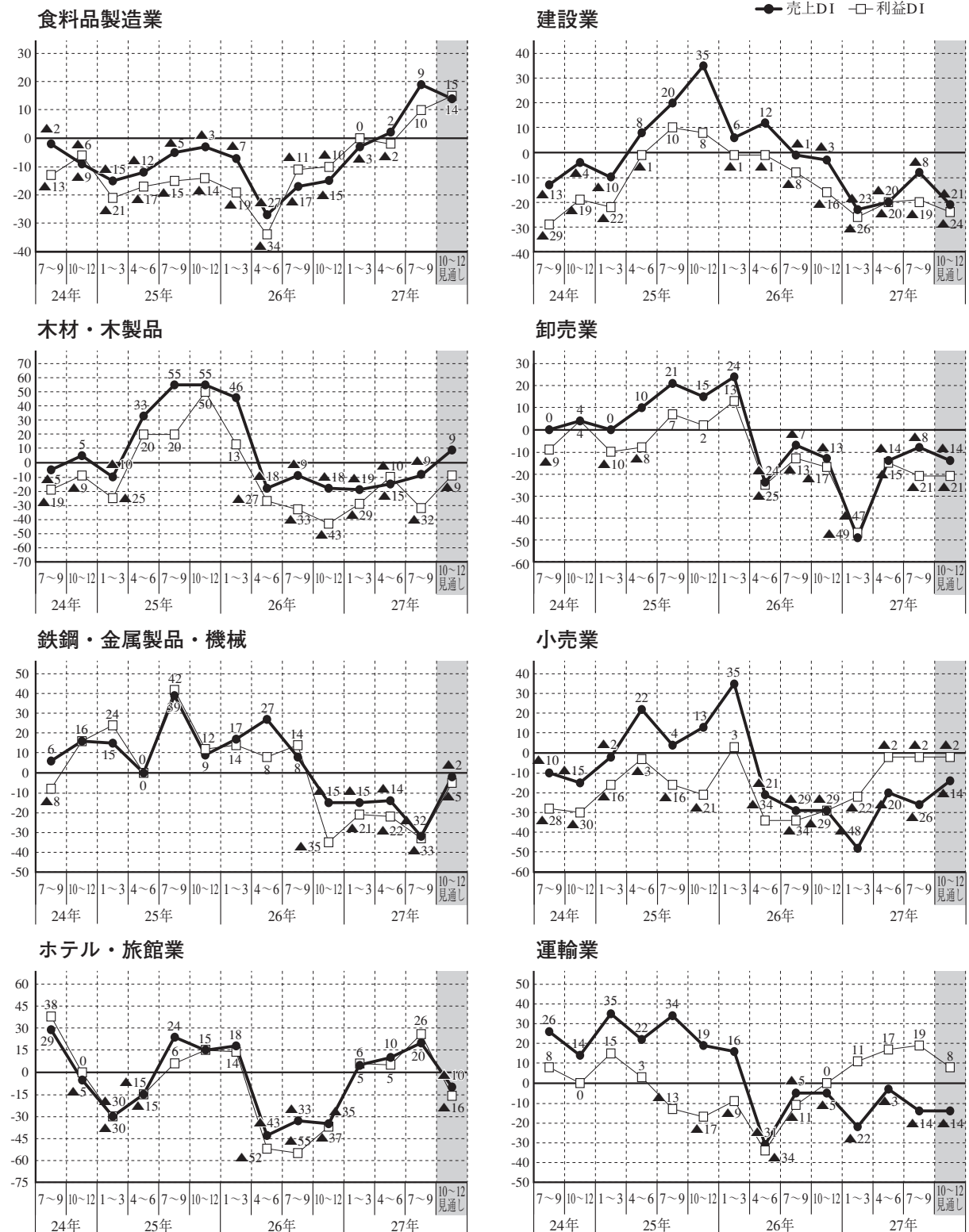
■ 地域別回答企業社数

	企業数	構成比	地 域
全 道	477	100.0%	
札幌市	186	39.0	道央は札幌市を除く石狩、後志、胆振、日高の各地域、空知地域南部
道 央	104	21.8	
道 南	44	9.2	渡島・檜山の各地域
道 北	69	14.5	上川・留萌・宗谷の各地域、空知地域北部
道 東	74	15.5	釧路・十勝・根室・オホーツクの各地域

■ 業種別回答状況

	調査企業社数	回答企業社数	回答率
全 産 業	711	477	67.1%
製 造 業	207	130	62.8
食 料 品	69	42	60.9
木 材 ・ 木 製 品	35	22	62.9
鉄鋼・金属製品・機械	64	41	64.1
そ の 他 の 製 造 業	39	25	64.1
非 製 造 業	504	347	68.8
建 設 業	136	99	72.8
卸 売 業	110	74	67.3
小 売 業	93	58	62.4
運 輸 業	50	36	72.0
ホ テ ル ・ 旅 館 業	34	20	58.8
そ の 他 の 非 製 造 業	81	60	74.1

<図表3> 業況の推移（業種別）



<図表4>売 上

	26/10~12 売上DI	27/1~3 売上DI	27/4~6 売上DI	27/7~9実績					売上DI	27/10~12見通し					売上DI		
				0	20	40	60	80	100%		0	20	40	60	80	100%	
全 産 業	△14	△23	△ 9	23	不変			45	32	△ 9	18	不変			54	28	△10
				増加				減少			増加				減少		
製 造 業	△18	△14	△ 4	25	39			36	△11	23	56			21	2		
食 料 品	△15	△ 3	2	43	33			24	19	31	52			17	14		
木材・木製品	△18	△19	△15	27	37			36	△ 9	23	63			14	9		
鉄鋼・金属・機械	△15	△15	△14	15	38			47	△32	22	54			24	△ 2		
そ の 他	△30	△25	9	8	56			36	△28	8	64			28	△20		
非 製 造 業	△13	△27	△11	22	48			30	△ 8	17	52			31	△14		
建 設 業	△ 3	△23	△20	21	50			29	△ 8	14	51			35	△21		
卸 売 業	△13	△49	△14	26	40			34	△ 8	16	54			30	△14		
小 売 業	△29	△48	△20	12	50			38	△26	19	48			33	△14		
運 輸 業	△ 5	△22	△ 3	22	42			36	△14	19	48			33	△14		
ホテル・旅館業	△35	5	10	30	60			10	20	10	70			20	△10		
そ の 他	△ 9	0	6	26	50			24	2	19	59			22	△ 3		

<図表5>利 益

	26/10~12 利益DI	27/1~3 利益DI	27/4~6 利益DI	27/7~9実績					利益DI	27/10~12見通し					利益DI			
				0	20	40	60	80	100%		0	20	40	60	80	100%		
全 産 業	△21	△19	△ 8	21	不変 48			減少 31		△10	16	不変 57			27		△11	
				増加							増加					減少		
製 造 業	△25	△17	△ 9	24	37			39		△15	19	59			22		△ 3	
食 料 品	△10	0	△ 2	34	42			24		10	32	51			17		15	
木材・木製品	△43	△29	△10	18	32			50		△32	9	73			18		△ 9	
鉄鋼・金属・機械	△35	△21	△22	15	37			48		△33	15	65			20		△ 5	
そ の 他	△22	△29	0	25	37			38		△13	13	49			38		△25	
非 製 造 業	△20	△19	△ 7	20	51			29		△ 9	15	56			29		△14	
建 設 業	△16	△26	△20	16	49			35		△19	12	52			36		△24	
卸 売 業	△17	△47	△15	15	49			36		△21	11	57			32		△21	
小 売 業	△29	△22	△ 2	21	56			23		△ 2	21	56			23		△ 2	
運 輸 業	0	11	17	36	47			17		19	27	54			19		8	
ホテル・旅館業	△37	6	5	42	42			16		26	11	62			27		△16	
そ の 他	△27	4	0	17	54			29		△12	12	64			24		△12	

＜図表6＞資金繰り



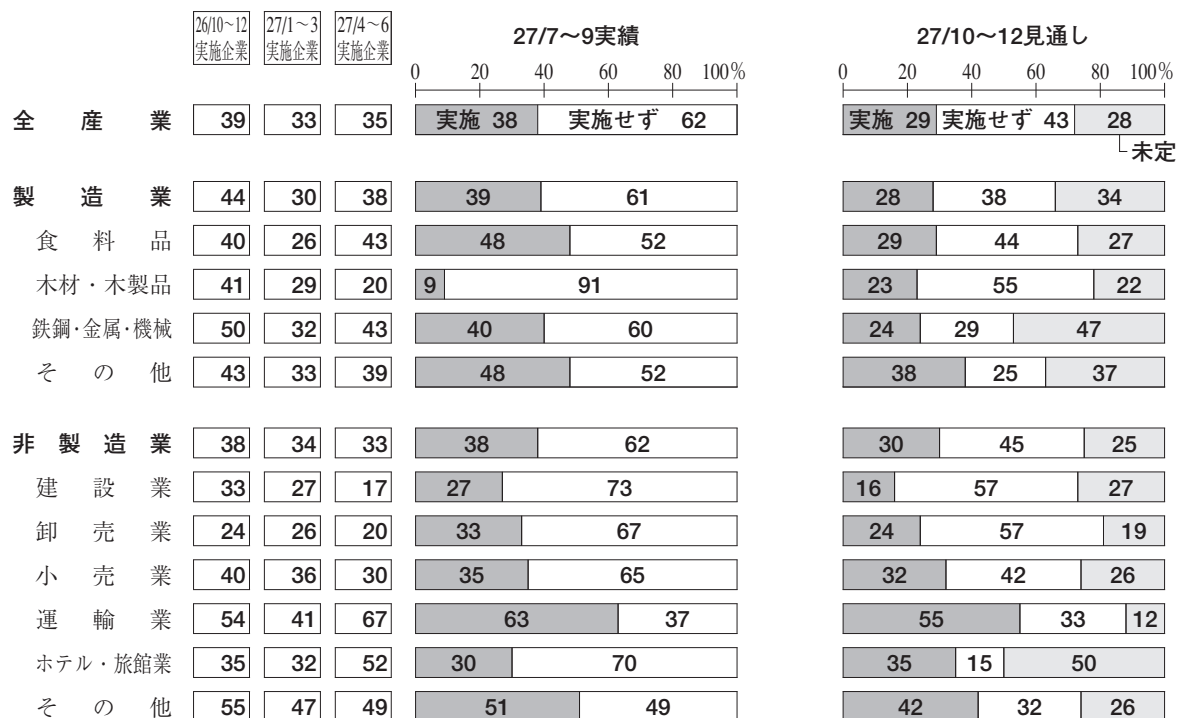
＜図表7＞短期借入金の難易感



<図表8>在 庫



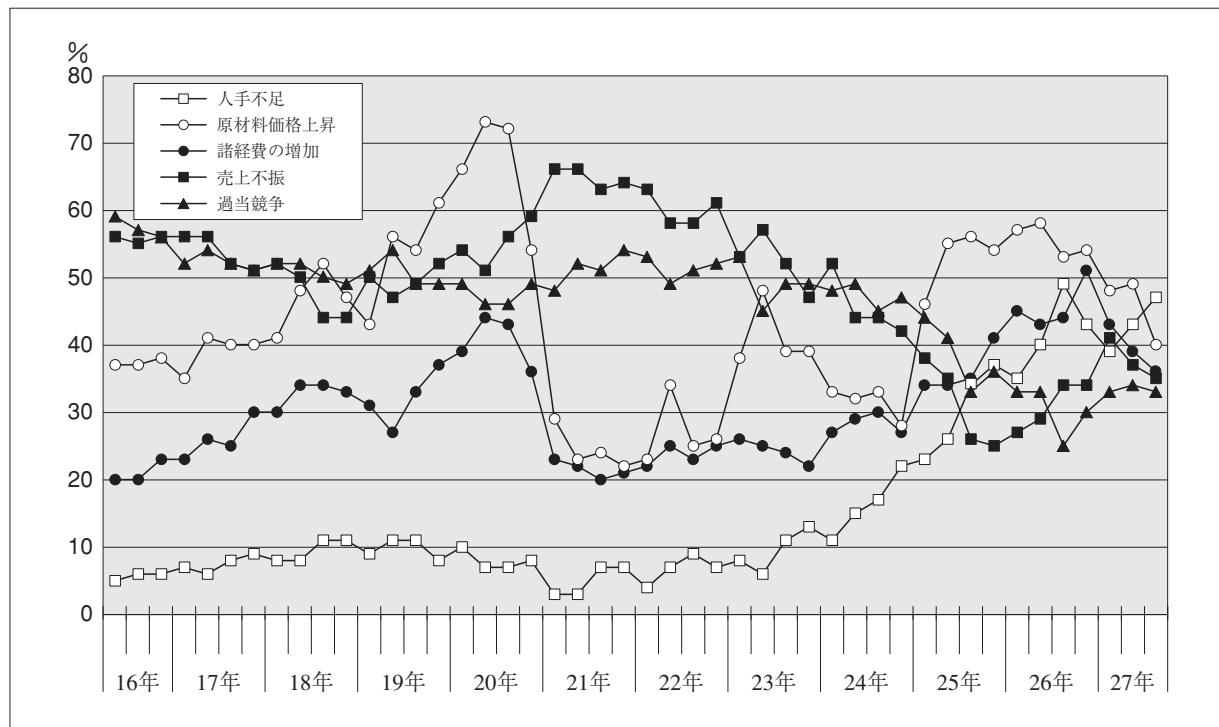
<図表9>設備投資



<図表10>当面する問題点（上位項目）の要点

項目	前期比	要 点
(1)人手不足（47%）	+ 4	ホテル従業員やドライバー、建設技能者の不足感は引き続き強い
(2)原材料価格上昇（40%）	△ 9	ウェイト低下するも、食料品（71%）、木材・木製品（67%）で依然高率
(3)諸経費の増加（36%）	△ 3	3期連続で低下。食料品（45%）、小売業（27%）などの低下幅は10ポイント超
(4)売上不振（35%）	△ 2	卸売業（43%）、建設業（41%）などで比較的高率
(5)過当競争（33%）	△ 1	小売業（66%）が10ポイント上昇するなど、非製造業（39%）はウェイト高い

<図表11>当面する問題点（上位項目）の推移



<図表12> 当面する問題点(複数回答)

(単位: %)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)人手不足	① 47 (43)	② 39 (34)	② 48 (49)	③ 33 (10)	③ 37 (38)	③ 33 (22)	① 50 (46)	① 60 (54)	28 (24)	② 46 (42)	① 67 (57)	① 75 (60)	① 44 (56)
(2)原材料価格上昇	② 40 (49)	① 56 (65)	① 71 (77)	① 67 (60)	③ 37 (53)	① 54 (65)	34 (43)	35 (43)	② 43 (49)	29 (46)	25 (43)	② 50 (65)	25 (24)
(3)諸経費の増加	③ 36 (39)	③ 37 (47)	③ 45 (61)	29 (40)	① 42 (44)	21 (30)	③ 35 (36)	38 (34)	29 (27)	27 (40)	② 42 (40)	③ 40 (50)	② 42 (37)
(4)売上不振	35 (37)	34 (38)	21 (30)	② 38 (40)	② 39 (41)	② 46 (48)	③ 35 (36)	② 41 (44)	② 43 (49)	29 (27)	③ 33 (14)	25 (50)	26 (26)
(5)過当競争	33 (34)	20 (17)	14 (16)	24 (30)	20 (12)	25 (13)	② 39 (40)	③ 39 (49)	① 47 (44)	① 66 (56)	8 (3)	20 (20)	26 (35)
(6)人件費増加	26 (29)	31 (28)	31 (26)	24 (30)	③ 37 (29)	29 (26)	24 (29)	26 (34)	19 (23)	23 (24)	19 (26)	25 (40)	③ 32 (35)
(7)販売価格低下	15 (14)	13 (15)	7 (14)	10 (20)	15 (12)	25 (17)	16 (14)	10 (8)	24 (23)	③ 30 (29)	6 (3)	15 (10)	9 (4)
(8)価格引き下げ要請	9 (8)	9 (10)	12 (7)	— (20)	15 (12)	4 (4)	9 (8)	7 (5)	21 (23)	5 (—)	— (—)	— (—)	9 (7)
(9)資金調達	7 (6)	10 (7)	14 (14)	10 (—)	12 (6)	— (—)	5 (5)	6 (7)	3 (6)	5 (6)	8 (3)	5 (15)	5 (—)
(10)設備不足	6 (5)	10 (9)	14 (12)	5 (5)	12 (12)	4 (4)	4 (4)	3 (2)	4 (3)	4 (2)	8 (6)	10 (15)	— (6)
(11)代金回収悪化	2 (3)	2 (3)	2 (2)	— (—)	2 (3)	— (4)	2 (3)	— (—)	8 (9)	2 (4)	— (—)	— (—)	— (—)
(12)その他	3 (2)	5 (4)	5 (—)	5 (—)	7 (6)	— (13)	2 (2)	1 (2)	6 (1)	4 (—)	— (3)	— (—)	2 (2)

○内数字は業種内の順位、()内は前回調査

<図表13> 地域別業況の推移

項 目	売 上 D I					利 益 D I					設 備 投 資 (%)				
	26年 10~12	27年 1~3	4~6	7~9	10~12 見通し	26年 10~12	27年 1~3	4~6	7~9	10~12 見通し	26年 10~12	27年 1~3	4~6	7~9	10~12 見通し
全 道	△14	△23	△9	△9	△10	△21	△19	△8	△10	△11	39	33	35	38	29(28)
札幌市	△9	△17	△5	△4	△8	△20	△11	△1	△6	△7	44	40	38	40	37(23)
道 央	△6	△10	△3	△4	5	△8	△10	△1	0	5	51	30	35	47	31(25)
道 南	△33	△23	△9	△5	△11	△26	△21	△7	△9	△14	29	20	32	27	14(32)
道 北	△9	△40	△16	△27	△27	△24	△37	△16	△25	△29	30	32	31	32	26(30)
道 東	△30	△40	△19	△16	△19	△34	△32	△23	△25	△25	31	25	31	32	20(39)

() 内は設備投資未定企業

人材確保・育成への投資が必要に 〈企業の生の声〉

今回の調査では、企業の業況は横ばい圏内で推移しました。外国人観光客増加などにより製菓業やホテル・旅館業の好調が続いていますが、建設業や金属製品製造業などの業種は公共工事予算の減少により苦戦していることから、民間需要の取り込みを強化しようとする声が多く見られます。また、当面の問題点として人手不足を挙げる企業が半数近くに増えており、人材確保・人材育成に資金を投下していくことが必要になっています。

以下に企業から寄せられた生の声を紹介いたします。

＜水産加工業＞ 漁獲量が減少傾向にあり、特にサケについては価格が高騰している。輸入品の中でも高品質なものに切り替えて商品単価を上げる。

＜水産加工業＞ 外国人観光客の増加に伴い売上も増加している。生産能力を増強するため人員を増やす必要があるが、求人に対する応募が少なく採用がままならない。

＜水産加工業＞ 海外向けの製品需要が伸び比較的高値で売価が推移していることから、当面は利益を確保できる。このまま海外市場での高値販売を維持したい。

＜製材業＞ 売上は横ばいだが、経常利益は減少している。次の四半期はさらに利益が落ち込むことが危惧されるが、付加価値の高い製品を取り扱うべく努力している。

＜鉄鋼業＞ 中国経済の減速から需要不足が鮮明となっており、鉄鋼相場下落の影響が大きい。リスクを少しでもヘッジするために、在庫を極力少なくするように調整していく。

＜金属製品製造業＞ 公共事業は昨年同様、年末にかけて動き出す案件が減少傾向。発注予定情報の収集に注力して、取りこぼしの無いように進める。

＜金属製品製造業＞ 公共事業費の削減に伴い、土木関連製品の販売が減少している。民間需要である建築関連商材の販売強化を図る。

＜機械器具製造業＞ 若手人材の不足が経営上問題となっている。これまでは近郊を中心に求人を行ってきたが、情報誌等を利用して札幌や道外からのUターン、Iターンを狙っていく。

＜機械器具製造業＞ 受注増加や人手不足に伴い残業が増えており、人件費が増加して収益を圧迫している。更新した機械設備を早期に本格稼働させ、生産力の向上と収益の改善を目指す。

＜コンクリート製品製造業＞ 公共工事が減少する中で、安定的に業績を維持することが難しい。民間の需要を発掘して利益の確保に努める。

＜建設業＞ 当社地域の公共工事予算は前年を大きく下回り、特に土木工事が少ない。収益性の高い道路工事、河川工事が無いことは経営に大きく影響する。今後の入札に1件でも多く対応していく。

＜建設業＞ 公共工事予算が減少したことにより、売上高に占める民間工事の比重が高くなり利益率が低下している。全道、道外で受注できる体制が必要である。

＜建設業＞ 官公庁予算は減少傾向である上に、本州大手の受注が予想される工事の予算規模が大きく、地元業者の受注量は厳しさが見込まれる。長年培ってきた営業基盤を生かして民間建築工事の受注確保に努める。

＜住宅建築業＞ 顧客の所得格差が拡大するに伴い、景況感も分かれているように感じる。当社メインターゲットの中・低所得者層の動きは鈍く、同業他社との競争が激化している。次の消費税増税に向けて体制をいかに整えるかが今後の大きな課題となっている。

＜鉄骨工事業＞ 建設技術者が不足しており工事の遅れが生じている。売上は増加しているが、人手不足により利益が上がらない。

＜電気通信工事業＞ 競合他社の値引き攻勢が激しく収益性が悪化している。今後も更なる競争激化が予想される。見積案件は相応に発生しており、引き続き商材発掘を進めていく。

＜建材卸売業＞ 新築木造住宅関連の売上が縮小し、リフォーム業者からの各種商材、工事が伸びている。年度後半は弱含みで消費購買意欲には力がないと見ている。

＜建材卸売業＞ 戸建住宅着工の減少により、これからの建材需要は減少していくだろう。円安による輸入製品の値上がりで、工務店に対する販売価格は上昇が続くだろうが、値上がり分の価格転嫁はすべてできるわけではなく、利益率は今後も低下すると思われる。

＜鋼材卸売業＞ 定年を迎えるベテラン職員から、若い職員を中心とした体制にどのように切り替えていくかが難しい。売上、利益とも減少している中であるが、先を見通した最低限の準備は必要と考え、新卒採用の実施や工場設備への投資を検討している。

＜塗料卸売業＞ 建築、土木関連の工事発注量減少などにより競争が激化している。人材不足も深刻であり、経験不足から時間当たりの効率も低下。人材育成と、当社が強みを発揮できる業種・品目での販路拡大を狙う。

＜機械器具卸売業＞ メーカー販売価格の上昇により、顧客の設備投資意欲が減退している。企業体力のあるうちに展示会の開催などでユーザーの設備更新の動機づけを図っていく。

<食品スーパー> 7～8月を見ると前年並みの売上高は確保できている。下半期は同業他社の新規出店により、売上高確保に苦戦することも予想されるが、当社も店舗リニューアルなどの対策を採る。

<自動車販売店> 新車販売は新型車の効果が出ているが、長続きはしないと思われるため、次の手を考え準備している。社員教育にかつてないほど資金を集中投下し、社員のレベルアップを図っている。

<ガソリンスタンド> 原油安からの製品価格下落により売上額の減少は当面続く見通しで、小売重視の販売施策をさらに強化していく。業界は出光・昭和シェル石油のグループ化が発表され、国主導の業界再編は最終段階に入ってきたと思っている。

<燃料小売業> 原油価格の下落により、販売数量はさして変わらないものの、仕入単価と販売単価がともに下がっている。諸物価の上昇もあり、消費者は節約志向と思われる。

<家具店> プレミアム商品券の利用はあるが力強さに欠ける。輸入価格の上昇により売価は上がっているが、販売数量は減少しているなど、売上の伸びに勢いが無く、経費削減を模索している。

<運輸業> 荷主との協議によって運賃が上がっており、売上、利益とも良くなっている。ただし、原油価格の動向によって業績が大きく左右される構図は変わらない。

<運輸業> 建設資材の取扱量が期待に反して増加しておらず、今のところ回復状況にあると言いき難い。売上増加は望みにくい以上、原価要素の圧縮、販管費削減に努めるしかない。

<運輸業> 軽油価格が下落しているため収支にはプラス要因に働いているが、一部の大手荷主からは運賃値下げの要求が出てきている。

<観光ホテル> 客室稼働率が9割を超えており、これからの売上増加はさほど期待できない。今後は若干の値上げと付加価値の向上を目指すこととなる。高品質のサービス提供には人材の育成が急務である。

<建設機械器具リース> 人手不足から協力業者の確保に苦慮している。外注単価も引き上げを余儀なくされており、利益低下を予想。

<飲食店> 人員の確保が難しくなり、他社と差別化できる新規施策の展開が必要となってきた。

<倉庫業> 経費削減の効果で業績は上向きつつあるが、売上の低迷は続いており、停滞している冷凍水産物を中心に貨物の確保に力を入れていく。

マイナンバー制度における 「個人番号」と安全管理措置の概要

監査法人ライトハウス

代表社員公認会計士・システム監査技術者 北村 好孝

平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」)が平成27年10月5日に施行となり、平成28年1月よりいわゆる「マイナンバー制度」が開始されます。社会保障、税及び災害対策分野における行政運営の効率性を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものですが、その一方で、個人情報の適正な取り扱いが重要な課題となってきます。

マイナンバー制度で個人ごとに付与される「個人番号」は、民間企業等においてもすべての事業者が、従業員や取引先などの個人から個人番号の告知を受け、給与所得の源泉徴収票や支払調書、社会保険の被保険者資格取得届等の書類に記載して提出する事務等を行うこととなります。個人番号も個人情報の一つですが、個人情報保護法で適用対象外となっていた5,000件未満の個人情報しか取り扱っていない事業者についても、マイナンバー制度での「特定個人情報」に対する規制は適用されることから、必要な対応を行わなければなりません。

本稿では、マイナンバー制度において必要と考えられる特定個人情報に関する安全管理措置の概要と、その対応法について述べたいと思います。

1. マイナンバー制度の概要

① マイナンバー制度の目的

まず、初めにマイナンバー制度の概要等について述べたいと思います。

番号法の目的は、行政機関等の行政事務において、「個人番号」及び「法人番号」により、社会保障、税及び災害対策分野で複数の行政機関等に存在している様々な個人の情報を照合するためのITを利用した社会基盤を構築することにあります。行政機関等のコンピュータ間を連携する「情報提供ネットワークシステム」を整備、運用することにより、各行政機関がバラバラに管理している個人の情報を紐付けすることが可能となり、例えば、より正確に所得情報を捕捉して、年金や生活保護等の社会保障給付と課税(負担)を公平・公正に行うことが可能となるとされています。また、行政機関の窓口で各種の申請を行う際に、住民票の写しや所得証明書など、別の行政機関で発行される証明書類の提出を求められるケースも多々ありましたが、今後は個人番号の照会のみで済むものが増え、手続の効率化、簡素化が図られ、国民の利便性も向上するとのことです。

番号の利用目的については、将来的には幅広い行政分野への範囲拡大に含みをもたせつつも、個人情報の保護に配慮しつつ、必要最低限の社会保障、税及び災害分野に限定することとされ、健康保険組合など法定された者を除き、民間同士(個人と企業間等)で本人確認手段として利用することはできません。

② 番号付番と連携の仕組み

個人番号は、住民票を有する全員（日本国籍を有する者及び外国人住民）に付番され、当該個人番号は「通知カード」により平成27年10月以降に市町村から通知されていきます。住民基本台帳法に規定される住民票コードを変換して得られる、1人に1つの固有の番号であり、他の人に同じ番号が重複して付されることはありません。例えば、転居、結婚・離婚・養子縁組・氏名変更があっても、また、死亡しても、当該個人番号はそのままとなります。個人番号に関連付けされる情報は、氏名、生年月日、性別及び住所の4つとなります。

個人番号による情報連携については、「分散管理」の方法が採られます。各行政機関等においてすでに有している個人の情報はこれまで通り、当該機関等において管理することとされ、それらを情報提供ネットワークシステムにより照会することができるようにするものです。特定の機関にすべての情報を集約したデータベースを構築し一括して管理する「一元管理」の方法ではありません。これは、個人情報への不正アクセス等による漏えいに対処すると同時に、国家による個人情報の管理に対する国民の懸念に配慮したものとされています。

なお、法人番号については、国税庁長官が法人等ごとに特定の法人等を識別するための法人番号を指定、通知することとされています。

③ 個人番号の利用範囲

個人情報保護の観点から、番号法第9条において利用範囲の定めがなされており、行政機関等の行政事務を処理する者ごとに番号法で法定された事務処理に関してのみ、保有する「特定個人情報ファイル」において個人情報を検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとされています。

そして、その行政事務の種類は、年金、労働（雇用保険等）、福祉・医療（健康保険、介護保険、生活保護給付等）その他の社会保障分野、税制、及び、防災分野での利用に限定されています。これらのうち、マイナンバー制度開始当初は税分野での利用からスタートし、順次拡大されていく予定です。

防災分野では、金融機関等があらかじめ顧客から告知を受け保有している個人番号を、大規模災害時に限って預金払戻しや保険金支払い等の業務のために利用できるとされています。東日本大震災の際には、預金通帳やキャッシュカード、保険証券、印鑑等を紛失した被災者も多く、預金や保険金を受け取ることが困難となりました。その経験を踏まえ、大規模災害時の例外的な利用として利用範囲に含められています。

④ 特定個人情報等の保護措置

「個人番号」という新たな情報が生まれ、「情報提供ネットワーク」という新たなインフラが構築されることにより、たとえ番号法で定められた個人番号の利用範囲に限定された利用にとどまるとしても、個人情報への不正アクセスや取扱者による故意もしくは過失による

漏えいのリスクが新たに発生することは否定できません。

このことから番号法では、「特定個人情報」(個人情報保護法2①・番号法2③ 個人番号を含む個人情報、あるいは、個人番号単体)に対する厳格な保護措置を定めています。

まず、「個人番号利用事務等実施者」(番号法12)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、とされています。その具体的な手法等については、特定個人情報保護委員会から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」が公表されておりますし、一般的な情報セキュリティに関する各種の基準やガイドラインにも従って実施することになるでしょう。

個人番号利用事務等実施者とは「個人番号利用事務実施者」と「個人番号関係事務実施者」の両方を指して言います。「個人番号利用事務実施者」(番号法2⑩・⑫)とは、行政機関等であって、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用する事務を処理する者を言います。

一方、「個人番号関係事務実施者」(番号法2⑪・⑬)とは、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務を処理する者を言います。具体的には、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、又は健康保険や厚生年金保険の被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関や健康保険組合等に提出する事務が該当し、総務や人事、経理の担当者の方々が、個人番号関係事務を実際に行うこととなります。このことから、民間の事業者はすべて個人番号関係事務を行うことが想定され、個人番号の管理を適切に行う責任を負うこととなります。

また、特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者を「個人番号取扱事業者」といいます(番号法31)。番号法では、個人情報保護法の個人情報取扱事業者ではなくとも、個人番号取扱事業者に該当する場合には、特定個人情報の目的外利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置、従業員に対する適切な監督が義務付けられています(番号法32～34)。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号 以下「個人情報保護法」)など3つの法律がすでに制定されていますが、番号法はそれらの特別法の位置付けとなっており、個人情報保護法とは以下の点で異なる、厳格な取り扱いが必要となります。

一つ目に法の適用範囲について、現行の個人情報保護法では生存者の個人情報を5,000件以上持っている事業者が対象となっていますが、番号法はすべての事業者に適用され、生存者のみならず既に死亡した方の個人番号も規制対象となっています。

二つ目に個人情報の利用範囲について、個人情報保護法では企業等が設定することになり、利用目的の同意を個人から得ることにより、変更等もある程度は行うことが可能です。しかし、番号法では、個人番号を収集する際には本人への利用目的の通知等を行う必要があり、その利用目的以外には利用することは、本人が事前に同意していたとしてもできません。例えば、個人番号をもって社員番号として利用することは、一定のルールに従って数字

を置きかえる等の措置を行ったとしても、認められません。また、本人がある程度予想できる程度に具体的に個人番号の利用目的を特定しなければなりません。例えば、従業員に対しては、源泉徴収票作成事務、社会保険関係の届出事務等の目的を特定し、就業規則での規定化、社内LANでの掲示等での方法で通知等を行うことになります。また、従業員以外にも、個人との間で不動産の賃貸借契約を締結している場合や、外部講師に講演を依頼する場合などには、それらに対する賃料、報酬などの支払に伴って支払調書の作成が生じますが、その場合にも、個人番号の提供を受けることになりますので、本人への利用目的の通知等が必要となります。

三つ目に罰則規定が番号法では種類が多く、法定刑の内容もより厳しいものとなっています（番号法67ほか 懲役・罰金）。基本的には違法行為を行った本人（代表者、管理人、従業員等を問わない）に対して科されますが、会社の管理責任や使用者責任が問われ、会社に対しても罰則（番号法77 罰金刑）が科される可能性があります。例えば、個人番号関係事務の従事者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを外部に提供した場合、4年以下の懲役または200万円以下の罰金（併科あり）が科せられます。

2. 特定個人情報に関する安全管理措置の前提となる考え方

① 情報セキュリティに関する基準・ガイドライン

以上のように厳しい罰則が定められていることのみならず、保管していた個人番号の台帳やデータを仮に毀損、消失した場合には関係事務の実施に多大な支障が生じるとともに、個人番号の再収集やデータの復元に手間がかかることが想定されること、また、個人番号も個人情報である以上、仮に漏えいが起こった場合には対外的な信用問題、漏えいした従業員等との信頼問題にもつながりかねないことなどもあり、事業者には適切な安全管理措置をいかにして整備し運用していくかが今後の重要な課題となってきます。しかし、その一方で、多大な労力とコストは掛けられないということもありますので、それらのバランスが難しいところかと思われます。

従来から、情報セキュリティに関するさまざまな基準やガイドラインが各機関から公表されてきており、すでにそれらに従って情報管理、情報漏えい対策を実施している企業も多いことと考えられます。

例えば、経済産業省が平成15年に定めた「情報セキュリティ管理基準」(平成27年7月に改正案を公表し、意見公募の上、改正が予定されています。)は、効果的な情報セキュリティマネジメント体制の構築と、適切な管理策の整備、運用のための実践的な規範とされています。但し、広範な組織体に汎用的に適用できるようにした規程ですので、抽象的な項目記載となっており、具体的な適用方法の検討を行うには、情報セキュリティの専門家等の助言が必要かもしれません。

より具体的なガイドラインとしては、同じく経済産業省から「個人情報の保護に関する法

律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」が公表されており、昨年末の改正点については、拙稿（『調査レポート』 2015年5月号）にてご紹介したとおりです。

また、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）は、「中小企業における組織的な情報セキュリティ対策ガイドライン」を公表しております。こちらは、主として中小企業を対象としており、情報セキュリティに関わる事故例やその原因分析、対策例も示されている他、付録に「情報セキュリティ対策チェックリスト」も付いていますので、これまであまり情報セキュリティ対策に馴染みのなかった方でも読みやすいものとなっていると思われます。

今回、番号法の施行に当たり、平成26年12月に特定個人情報保護委員会から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」）が公表されております。特定個人情報ガイドラインは、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものです。この中で、安全管理措置については「第4-2-(2) 安全管理措置」及び別添資料に記載がなされていますが、その内容は一般的な情報セキュリティに関する基準等に準じたものとなっています。

② 業務の目的や自社の環境とリスクの把握

情報セキュリティに限ったことではありませんが、何か管理を行わなければならない場合には、いま必要と考えられる業務の目的を明確化した上で、その前提となる自社の外部及び内部環境を把握することが重要です。これは、その業務を実施することに伴い発生するリスクを適切に認識し、その対策を検討していくことにより、その業務に関連して必要な管理手続でより効率的かつ効果的なものを優先的に導入することにつながられます。

経営に影響を与えるリスクがどれ位の頻度・確率で発生し、その影響がどれ位なのかを想定することができれば、必要な対応策の優先付けを行うことができます。頻度、確率、影響額などは必ずしも正確な数値を出さなければならない訳ではなく、5段階評価や、大まかに「大（もし起きたら大変だ、起きる可能性が高い）・中（もし起きたらそれなりに影響がある、起きる可能性もそれなりにあるだろう）・小（もし起きたとしても対処できるだろう、起きる可能性はあまり考えられない）」で考える方法もあります。リスクを意識しない対策は、場当たりので意味のないものになりかねませんので、検討することをお勧めします。

業務の目的＋自社の環境の把握→リスクの認識→対応の優先付け→具体的な対策

③ 情報のライフサイクルとリスク

情報にもライフサイクル、すなわち、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄といった過程があります。それらの各段階において、何らかの情報の変換や受渡しがなされることになり、そこに潜在的なリスクが存在します。そこで、上記の各段階で必要な作業手順とリスクへの対策を検討していくことで、対策の漏れをなくすことにつながられます。一例をそれぞれ挙げますと、

- イ) 情報の取得の際には、正しい情報を適切に、漏れなく入手できないリスクがあります。
- ロ) 情報を利用する際には、本来の目的ではない、不正の目的に利用されるリスクがあります。
- ハ) 情報を保存する際には、誤ってデータを消去してしまうリスク、USBなどの媒体で外部に持ち出されて紛失するリスクがあります。
- ニ) 情報を提供する際には、本来の目的から外れた目的のために提供されるリスクがあります。
- ホ) 情報を削除・廃棄する際には、本来消去すべきではない情報を誤って廃棄してしまうリスク、退職や退会等で本来廃棄すべき情報をそのまま放置してしまうリスクがあります。

④ 事務フローの把握

情報自体に着目する場合には上記③のライフサイクルで考えていけばよいのですが、情報を取り扱う部署や担当者が理解しやすい形として、各部署において当該情報に関連する業務の事務フローを把握し、その中でリスクを把握していく方法もあります。すでに各種認証や会計監査等のために事務フローの把握がなされている企業等では、この方法が採りやすいかもしれません。その場合であっても、情報のライフサイクルの各段階について漏れなく盛り込まれているかの確認が必要です。

例えば、源泉徴収票作成事務においては、次のように事務フローを把握し、具体的な作業方法をまとめていきます。

- イ) 従業員等から提出された書類等の取りまとめ
- ロ) 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動
- ハ) 情報システムへの個人番号を含むデータ入力（情報の取得に当たります）
- ニ) 源泉徴収票等の作成（個人番号が記載されることから、情報の利用に当たります）
- ホ) 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法（情報の提供に当たります）
- ヘ) 源泉徴収票等の本人への交付方法（情報の提供に当たります）
- ト) 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存（情報の保存に当たります）
- チ) 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除（情報の削除・廃棄に当たります）

3. 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）の概要

では、特定個人情報に関する安全管理措置として、具体的にはどのような対応を行えば良いのでしょうか。特定個人情報ガイドラインに沿って、その概要をご紹介します。

① 安全管理措置の検討手順

効果的で効率的な特定個人情報等の取り扱いに関する安全管理措置を検討するためには、以下のような手順を踏んで検討していく必要があります。以下のいずれも、「しなければならない」項目（従わなかった場合には法令違反と判断される可能性がある項目）とされていますので十分留意して下さい（下記のE. 取扱規程等の策定のみ従業員数100人以下の「中小規模事業者」では義務化されず、簡易な取り扱いが許容されています）。

A. 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

事業者において個人番号を利用する事務の種類はさまざまであり、他社と自社では異なる場合がありますので、業務の目的を明確化しなければなりません。最低限、役員及び従業員の税務関係（源泉徴収票作成事務など）と社会保険関係の申請、届出事務（健康保険・厚生年金保険届出事務など）が発生しますが、その他にも取り扱い事務がないかどうか、社内の各部署での業務内容から取りまとめを行うとよいでしょう。得意先（顧客）に個人がある場合、個人からの不動産の賃貸借や個人からの資金の借入がある場合、株主に配当金を支払っている場合等にも支払調書への個人番号の記載が生じます。

B. 特定個人情報等の範囲の明確化

上記Aにて取り扱う事務において、個人番号とその他の個人情報が必要となるはずです。源泉徴収事務では、従業員の個人番号の他、扶養親族等の個人番号、氏名、生年月日、住所が必要です。社会保険関係の届出事務においては、配偶者や被扶養者の個人番号が必要になる場合があります、税務関係とは一部、特定個人情報等の範囲が異なることになります。それらは事務の種類ごとに把握し、必要最低限のものを取り扱うことにすべきです。

C. 事務取扱担当者の明確化

上記Aにて取り扱う事務について、従事する事務取扱担当者を明確化しなければなりません。後述しますように取扱規程等の策定が必要となりますので、その中で、部署や役職名で特定することで足ります。実際には、主として総務、人事、経理等の管理担当部署が担うことになると考えられます。

D. 基本方針の策定 および E. 取扱規程等の策定

特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するために、全社的な基本方針と実務上の取扱規程等を策定します。特に取扱規程等では、前述の事務フローの整理の結果をもとに、情報のライフサイクル（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄）の段階ごとに、特定個人情報等の具体的な取扱方法、担当者と責任者、及び、その任務等を定めて規定化する方法が考えられます。

② 講ずべき安全管理措置の内容

次に、具体的な安全管理措置の内容ですが、上記の基本方針の策定、及び、取扱規程等の策定を含め、以下の6項目となります。

- A. 基本方針の策定
- B. 取扱規程等の策定
- C. 組織的安全管理措置
- D. 人的安全管理措置
- E. 物理的安全管理措置
- F. 技術的安全管理措置

特定個人情報ガイドラインには具体的な手法の例示が列挙されていますが、先に述べた通り、各事業者によって状況が異なれば、対応を検討しなければならないリスクも異なるはずです。したがって、さまざまな安全管理措置の手法のいずれを選択するか、優先して行う必要のある対策はどれなのかをよく検討し、適切と判断したものを組み合わせて実施していくことが重要です。

例えば、従業員数がどれぐらいなのかにより手法は全く異なります。1,000人雇用している企業と、数人規模の企業とでは、情報漏えいリスク、個人番号の紛失・消失時の事務処理遅滞や復旧リスクなどが異なるからです。従業員数が多ければ、取扱事務の分量も増え、何らかの情報システムを利用しなければ処理しきれないかもしれません。その場合、関連する情報システムやデータベースが入った機器のインターネット接続の有無、当該システムにおけるアクセス制限機能の実装の有無、データ・ファイルの持出しの可能性等を検討していかなければなりません。一方、数人から数十人規模であれば、手管理でも十分取扱事務をこなせるため敢えてシステム導入は必要ない、というケースも多いと思われます。その場合は、個人番号を記載した紙ベースの台帳を作成する等の対応となりますので、その台帳をどのように厳重に保管していくかを検討することになります。通年雇用している者だけなのか、それとも、臨時で雇用している者がいるのか、あるいは、雇用の期間が長く人数も少ないのか、逆に、短期雇用の従業員が多数入れ替わるのか、などによっても、個人番号の受払の機会に大きな違いが生じますので、必要な安全管理措置のレベルは変わってきます。

そのような意味で、特定個人情報ガイドラインで示された、従業員数100人以下の「中小規模事業者」に該当し簡易的な取り扱いが許容されている事業者である場合でも、人数基準は一つの目安として捉え、リスクを軽減するために取り入れて問題ないかどうかを一度は検討してみることをお勧めします。

- C. 組織的安全管理措置には、
 - a. 組織体制の整備
 - b. 取扱規程等に基づく運用

- c. 取扱状況を確認する手段の整備
- d. 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- e. 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

が含まれます。

この中で、「b. 取扱規程等に基づく運用」では、特定個人情報ファイルの利用・出力状況や、書類・媒体等の持出し、特定個人情報ファイルの削除・廃棄等について記録を保存することが例示として掲げられています。具体的には、それぞれの管理簿を作成して記録する方法や、情報システムの機能を利用して記録を自動保存できるようにすることも考えられます。情報システムでの取り扱いとなる場合には、事務取扱担当者のログイン実績について、上席者がシステムから出力される帳票やシステムログ記録で定期的に確認することは、一定の牽制機能として有効であり、事務取扱担当者への監督を行っていることを裏付ける一つの根拠としても有用と言えるでしょう。

システム上のログイン実績から、システムを操作した者を特定するには、例えばアクセス権を適切に設定し、個人ごとのIDとパスワードがなければログインできない仕組みにすることが重要です。これは、「c. 取扱状況を確認する手段の整備」にも関連しています。

D. 人的安全管理措置では、事務取扱担当者の監督と教育が求められます。責任者は事務取扱担当者に対して、個人番号の取り扱いに問題がないかどうかを注意して監督する責任があります。仮に不適切な取り扱いがあり、情報漏えいのリスクが高まっていると判断した場合には、適切に是正処置を行うようにします。また、マイナンバー制度の概要や番号法の定め、自社の基本方針や取扱規程等の内容、特定個人情報等の適正な取り扱いを行うための留意事項などに関して、従業員に対して定期的に研修を行うことや、外部の専門家（税理士、社会保険労務士等）からの助言を受ける機会を設ける等の教育を行います。

E. 物理的安全管理措置には、

- a. 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- b. 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- c. 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- d. 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

が含まれます。

この中で、「a. 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムの管理区域（サーバー等の機器を保管しているスペース）と取扱事務を実施している取扱区域（事務の執務スペース）とを明確に区分けし、管理区域の施錠を厳重に行うことや、管理区域への入退室の記録を残すようにすること、管理区域への電子記録媒体等の持ち込み禁止等が考えられます。一方、主にパソコンや紙媒体の書類等で特定個人情報等を取り扱う場合には、それらの紛失、盗難のリスクが考えられます。「b. 機器及び電子

媒体等の盗難等の防止」では、パソコンであればセキュリティーワイヤー等での固定、書類等であれば施錠のできる書庫等への保管が例示されています。これらには、鍵、IDカード、暗証番号の設定などが伴いますので、それら自体の管理（受払管理簿の作成・記録、盗難対策、共有禁止など）も適切に実施しなければなりません。

「d. 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」について、番号法では、個人番号は限定的な事務を処理する目的以外に収集又は保管してはならないこととなりますので、不要となった個人番号や特定個人情報ファイルについては、法令で定められた保存期間経過後にはできるだけ速やかに、また、復元不可能な方法で、廃棄又は削除しなければなりません。例えば、従業員が退職する場合には、個人番号の利用目的が消滅しますので、個人番号データや台帳記載からは削除しなければなりません。しかし、個人番号が記載された各種書類についてはそれぞれ法定の保存期間があり、その間は保管しなければなりません（税務関係では、源泉徴収票や扶養控除等申告書など7年間保存）。このことから、特定個人情報等についてはあらかじめ、それぞれしかるべき時期に削除や廃棄されることを前提として取扱規程等を定めておき運用する必要がありますし、個人番号の管理に情報システムを利用する場合には、退職等の事由により漏れなく対応できる仕組みを実装するなども検討すべきことになります。

F. 技術的安全管理措置には、

- a. アクセス制限
- b. アクセス者の識別と認証
- c. 外部からの不正アクセス等の防止
- d. 情報漏えい等の防止

が含まれます。これらは、個人番号について情報システムを利用して管理する場合に必要となります。

この中で、「a. アクセス制限」は、各個人番号関係事務等の種類に応じて、適正な事務取扱担当者と当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲をシステム上の機能として関連付け、限定し、不必要な特定個人情報等にアクセスできないようにするものです。まず、事務取扱担当者以外の者が、当該情報システムにアクセス（ログイン）できないようにしなければなりません。次に、事務取扱担当者についても、総務、人事、経理等で必要な特定個人情報ファイルの範囲は異なることが考えられますので、必要な情報のみを表示し、データを取り出せるように、メニューやデータ内容の画面表示を設定します。これらは、ユーザIDや磁気・ICカードの社員情報と紐付けられます。ログオン権限（誰が入れるのか）と個別権限内容（入って何ができるのか）は慎重に検討しなければなりません。承認、入力、参照のみなどで設定されますが、参照権限だけでも漏えいリスクは生じます。

また、「b. アクセス者の識別と認証」は各ユーザIDにより、情報システムにアクセスした者を識別し、パスワードにより本人確認を行うことです。情報システム上の通常のメ

ニュー画面から入力してログインするアクセス権限（一般ユーザ）に対して、データベースに対して緊急時等の直接修正ができるアクセス権限（情報システム管理者やシステムベンダーなどの高権限ユーザで、アドミン・特権ユーザ等とも呼ばれる）もあります。高権限ユーザのIDは、通常は使われないことから放置されていることも多いのですが、不必要なIDは可能な限り抹消するなど、適切な管理が必要です。

また、業務を行う上での煩雑さを嫌って部署内で一つのIDを共有するケースがありますが、実際にシステムにログインしたのが誰なのかを特定しにくくなることや、パスワードも共有されてしまうこともあり、少なくとも特定個人情報等を扱う情報システムでは絶対に避けるべきと考えられます。

ユーザIDの登録・抹消手続は、所定のルールを定めて記録を残すことが適当です。事前承認を行ってから登録・抹消手続を行うこと、及び、登録・抹消手続を行った後で、それが正しく実施されているか確認することが必要です。特に、事務取扱担当者が他部署に異動となったり退職したりした場合には、そのユーザIDの抹消手続を、確実に漏れなく実施しなければなりません。次の担当者のユーザIDの登録時に合わせて確認するなど、特に留意が必要です。

パスワードの設定手続については、システムに実装されている機能はなるべく最大限活用します。桁数・文字数は合理的な範囲である程度の桁数のもの（暗記できないほど長くはないもの）とし、一定期間で変更するなど、パスワードの強度も検討しておくべきでしょう。

③ 外部委託等に対する管理

最後に、外部委託等に対する管理について述べておきたいと思います。

個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を行う場合には、委託した事務で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「委託を受けた者」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない、とされています（番号法11）。当該事務を自ら取り扱う場合に果たすべき安全管理措置と同じレベルでの措置が講じられているかどうかを、委託先との間でディスカッションするなどして確認、把握すべきこととなります。

業務委託契約においては、秘密保持、事務所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない、とされています。今後取り交わす契約書の文言のチェックが必要となります。

また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化や、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい、とされており、可能な限り対応が求められます。

<参考文献>

特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」
経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」

独立行政法人情報処理推進機構「中小企業における組織的な情報セキュリティ対策ガイドライン」

<お問い合わせ先>

〒001-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル5階

TEL 011-232-7102 FAX 011-232-7103

タイの現状とバンコク駐在員事務所の 取り組み強化について

北洋銀行バンコク駐在員事務所 所長
平山 源

＜タイの政治動向＞

2013年12月にクーデターが発生して以降、タイでは軍事政権が続いています。現在は民政移管の手続きが進められているところです。その第一歩となる憲法草案が2015年9月に国家改革会議において否決されたため、2016年内に予定されていた移管が2017年夏ごろに後ろ倒しになるものと報じられています。

しかしながら、経済活動は特に支障なく行われており、市民生活においても大きな不便が生じるような場面はありません。今年8月に発生した爆弾事件についても、容疑者が次々と逮捕・拘束されており、事件の背景は不確定ながら、混乱は収束に向かっていると報じられています。

＜バンコク市内の日本食と北海道産食品＞

バンコク市内中心部のショッピングモールに行くと、和食や日本のラーメン、カレー、牛丼を提供する日本食レストランが多数出店しています。邦人が多いこともありますが、街中に和風の居酒屋やレストランがひしめいており、店舗間の競争は日を迫うごとに激しくなっています。タイの物価水準を考慮すると、これらの日本食は決して安いとはいえませんが、バンコク市民の生活にすっかり定着しています。今年9月に日本食レストラン海外普及推進機構タイ国支部及び日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所から発表されたデータによると、2015年度のタイ国内での日本食レストランの数は2,364店（前年度比11.5%増）となっており、5年以上増加が続いています。特にこのうち67%がバンコク市内にあり、日本にいるのとはほとんど変わりなく食生活を送ることも可能です。

中でも、北海道産に対する期待や興味は高いものがあり、「北海道」を冠したアイスクリームやソフトクリーム、牛乳を頻繁に目にします。また、百貨店やショッピングモールで開催される「北海道物産展」には、多数の市民が来場します。お菓子や加工品はもちろんのこと、タイで多く生産されている米やメロンといった商品でさえ、北海道産品のほうが売れ行きは好調であり、多様で魅力的な北海道産食品がますますタイの市場に広がっていく可能性を感じます。

＜タイにおける北海道観光＞

各種メディアでは、最近の円安に起因する外国人観光客の大幅な増加局面において、観光客が東京～京都～大阪の通称「ゴールデンルート」へ集中していると報じられています。しかし、ASEAN地域からは北海道へ向かう観光客が増えています。平成26年度のタイからの来道者数は128,300人と、2年前の約3.5倍となっています（北海道経済部観光局「北海道観光入込客数調査報告書」）。増加の主な要因は、平成24年10月からのバンコク～新千歳間のタイ国際航空直行便の就航と、平成25年7月からの短期滞在ビザ取得免除措置であり、今後もこの傾向が続いていくものと見られています。

タイに限らず、ASEAN各国では、多くの人が北海道について『雪』『花』『食』のイメージをもっています。このため、これらの地域からの観光客の来道は、1～3月の降雪期と7～8月のラベンダーなど花が咲く時期がピークとなっています。

前述したように、食の分野においては既に北海道ブランドが確立しています。雪に対する関心も高いです。7月にはバンコク市内のショッピングモール内に「スノータウン」という雪や氷の世界を体験できる施設が開業し、注目を集めています。また、8月に開催されたタイ国際観光博での北海道ブースへの来客数は、国内他地域のブースに比べて際立っていました。このような『食』や『雪』に関する魅力の発信が、ここ数年の北海道への観光客増加に繋がっているのは間違いありません。

ASEAN地域からの訪日客は、リピーターとなってから北海道を観光する傾向にあると言われています。今後は、『食』や『雪』といった既によく知られている情報にとどまらない、魅力あふれる北海道の情報を継続して発信し、彼らリピーターを掴んで放さない施策が求められているのではないのでしょうか。

<当事務所の役割と今後の展開>

日本国内全体が人口減少の段階に入っている中、北海道においては「地方創生」を目指し、観光や食の魅力を海外にアピールする機運が高まっています。ASEAN地域については、今後も経済発展が見込まれること、また、手先が器用な人材が多い等製造拠点としての魅力があることから、進出（拠点設置）に関しても、道内企業の関心は高いです（ジェトロ北海道「道内企業の海外事業展開実態調査」において、今後の海外進出検討先として、ベトナムが1位、ASEAN地域が3位、タイが4位）。

北海道以外の各都府県も、ASEAN地域で観光客誘致や食をはじめとする各地の名産品の売り込みを行っており、地域間の競争が激化しています。例えば、バンコク市内を歩いていると、各地方自治体がPRを行うデジタル看板や鉄道会社の観光プロモーション広告などが目に飛び込んできます。日本国内の各地域において、海外展開や観光客誘致が重要視され始めていることの証左といえます。

このような状況を踏まえ、タイ並びにASEAN地域における当事務所の主な役割は、北海道が掲げる「海外からの観光客増加」「輸出の増加」「投資の呼び込み」を実現させるために現地でのサポートや情報発信を行うことです。北海道産食品の輸出、道内への観光客誘致、道内への直接投資呼び込みを事業の三本柱とし、現地関係機関のご協力をいただきながら、タイに来られるお客さまのアテンドやマッチング、輸出入や進出を希望される方への情報提供に努めてまいります。

この7月からは、北海道庁からの派遣者1名を加えたオール北海道体制で、北海道ブランドの積極的な発信とお客さまの支援を行ってまいります。皆様からのご連絡、バンコクへのお越しを心からお待ち申し上げております（国内でのご連絡は国際部国際企画課 011-261-4288まで）。



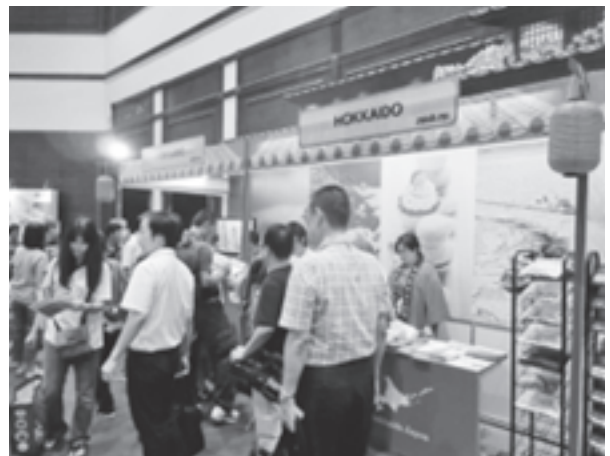
バンコク駐在員事務所のメンバー



2015年9月開催の食・観光のPRイベント「うまいっしょ北海道」の様子



ショッピングモール内でのホクレン・ぎょれん北海道フェア



2015年8月開催の「タイ国際観光博」北海道観光振興機構のブース

現地価格調査（2015年10月）

（単位：円）

商品	単位	銘柄・産地	上海	大連	バンコク	シンガポール	サハリン
卵	0.5kg	現地産	469	90～230	264	235	139～204
牛乳	1 リットル	現地産	255～590	35 (243ml)	132	256 (830ml)	131～197
じゃがいも	0.5kg	現地産	122～245	18～92	198	151 (アメリカ産)	90
オレンジ	0.5kg	アメリカ産	280	359	290 (1個)	100 (1個)	136 (中国産)
小麦粉	1 kg		216	185	151	210	87
ビール	350ml	日本メーカーA社製	109	—	—	—	—
	350ml	日本メーカーB社製	—	104	158	302	215
カップラーメン	1 個	日本メーカー製	92	122	247	151	356
ミネラルウォーター	550ml		30	30	23	134	29～76
コーラ	330ml	コカコーラ	39	35	46	75	84
ハンバーガー	1 個	マクドナルド ビッグマック	302	321	660	403	—
タクシー初乗り			264	189	115	269～319	366～457
ガソリン	1 リットル	レギュラー	141	107	99	201	72
トイレットペーパー	10巻	現地製	624	539	462	546 (日本製)	301 (4巻)
乾電池	単三2本	米国製	168 (現地製)	84 (現地製)	313	267	168
洗濯洗剤	1 kg	日本製	256 (現地製)	236 (現地製)	396	218	613
クリーニング代	Yシャツ1枚	現地クリーニング店	189	283	264	336	366
電気料金	1 kwh	住居用	11	9	49	22	6
水道料金	1 m ³	住居用	36	58	33	98	58
新聞	1 部	一般紙	18	18	16	75	51
バス	市内均一区間		37	18～37	26	100～185	31
地下鉄	初乗り		56	37～132	72	92～201	—
携帯	機種	iPhone 5 S 16G	67,317	62,208	78,045	83,110	64,031
	基本料金／月		870	1,097	2,640	4,560	2,745
	通話料金／分		4	4	2	12	2
映画チケット	大人1名	時間帯により変動	1,040～2,648	1,135～1,513	660～1,485	967	311～823

【調査場所】 いずれも日本製品を扱う、比較的高級なスーパーマーケット。
 上海 カルフール古北店、しんせん館古北店、ローソン国際貿易中心店
 大連 カルフール西安路店、ローソン森ビル店
 バンコク トップス、フジスーパー
 シンガポール コールドストレージ、明治屋
 サハリン ユジノサハリンスク市シティモール、携帯電話ショップ「スヴィズノイ」

【換算レート】 2015年9月30日仲値
 1 中国元=18.92円 1 タイバーツ=3.30円 1 シンガポールドル=84.12円 1 ロシアループル=1.83円

9月の私募債発行企業

当行が受託・引き受けした私募債発行企業の一部をご紹介します。

私募債とは？

お客さまが長期固定金利の資金調達を図るために社債を発行し、その社債を限られた少数の投資家が引き受けるものです。

社債の発行が可能な企業は、一定以上の信用力を持った企業に限られており、企業規模・財務内容・収益状況についての厳しい基準をクリアする必要があります。よって、社債の発行を通じて財務健全性がアピールでき、対外的な信用力向上につながります。

	企業名		本社所在地	代表者名	資本金	
	発行年月日	種類			金額	年限
	事業内容					
1	株式会社北海道建設新聞社 様		札幌市	荒木 正芳氏	3千万円	
	平成27年9月3日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）			3千万円	3年
	昭和33年設立の新聞発行者。札幌本社のほか道内に8支社4支局を設け、北海道を豊かにするため、時代の変革に即した地域経済・産業の専門報道に努めている。環境保全にも積極的に取り組み、平成27年7月には「さっぽろエコメンバー」に認証・登録された。					
2	栗林不動産株式会社 様		室蘭市	栗林 和徳氏	1千7百万円	
	平成27年9月10日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）			7千万円	5年
	昭和45年設立の不動産賃貸業者。栗林商会グループの1社として、室蘭市内を中心にオフィスビル、マンション、土地等の賃貸物件を所有。また、所有賃貸物件において太陽光発電設備の導入やLED照明化など、環境に配慮した取り組みを実施しており、「北海道グリーン・ビズ認定制度」に登録。					
3	建成ホーム株式会社 様		登別市	畠山 吉晴氏	1千万円	
	平成27年9月16日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）			5千万円	7年
	平成元年に創業した西胆振トップクラスのハウスメーカー。自然素材にこだわりぬいた「無添加住宅」、天然木を使用して住宅に重厚感とぬくもりを取り入れる「郷の家」など様々な住宅建築に定評がある。登別本社、苫小牧社屋に太陽光発電を取り入れている。9月1日には「SAPPORO OFFICE」を移転オープン。					
4	高橋建設株式会社 様		枝幸町	高橋 悟氏	2千万円	
	平成27年9月17日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）			5千万円	5年
	昭和43年設立の建設業者。枝幸町を中心に、消防組合庁舎新築工事、工場・アパートの新築・改修、戸建住宅の新築などを手がけ、これまでに官公庁・民間から数多くの受注実績を有する。戸建住宅では「FPの家」施工店として、優れた性能と施工技術により、経年変化しない快適な住まいづくりを行っている。					
5	株式会社北海道ニューパック 様		札幌市	三浦 尚氏	2,302万2,550円	
	平成27年9月18日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）			3千万円	5年
	昭和7年創業の印刷紙器、ダンボール、包装資材の製造加工販売業者。創業以来、大切な商品を包むパッケージの企画製造を一筋に研究開発を続け、時代のニーズに応えるべくトータルパッケージ体制の確立をすすめ、高い信頼を得ている。					
6	株式会社京泉 様		札幌市	國友 克泰氏	1千万円	
	平成27年9月24日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）			5千万円	5年
	平成10年設立のマンション・アパート等共同住宅の企画、建築販売及び土地の販売を主業とする建設業者。少数精鋭にて経費節約に努め、オーナーへは規格型アパート・マンションをリーズナブルな価格で、入居者へは相場よりも低価格の家賃での提供を実現。オーナー密着の営業により高い信頼を得ている。					

私募債発行企業のご紹介

企業名		本社所在地	代表者名	資本金	
発行年月日	種類			金額	年限
事業内容					
7	株式会社札幌今村電機 様		札幌市	今村 英貴氏	1千万円
	平成27年9月25日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		3千万円	5年
	昭和48年設立の自動車電装部品卸売業者。自動車セルモーター、オルタネーター、ステーター、ローター等のコイルの巻き替えを道内で唯一取り扱い、高い評価を得ている。環境保全にも積極的に取り組み、平成27年8月に「さっぽろエコメンバー」に認証・登録された。				
8	菅原畜産株式会社 様		稚内市	菅原 清治氏	4千8百万円
	平成27年9月28日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		5千万円	3年
	昭和42年設立の食肉製品卸売業者。道北産の食肉を中心に卸売と加工品製造を手掛けている。徹底した品質管理と熟練した加工技術で独自商品を開発。焼豚・燻冷生ハム・ミックスホルモン・ベーコン・ソーセージ・ジンギスカン等、様々な製品を全国各地に届け高評を得ている。				
9	北海コンノ急送株式会社 様		札幌市	金野 隆之氏	3千万円
	平成27年9月28日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		3千万円	5年
	昭和62年創業の一般貨物自動車運送業者。大手スーパー・コンビニエンスストアへの食品輸送を主とし、冷蔵・チルド・加温が可能な冷蔵冷凍車両など運搬物に応じた車両を保有、迅速・丁寧な輸送を行っている。保有車両台数85台のうち17台を天然ガス車両とするなど環境保全にも積極的に取り組んでいる。				
10	株式会社十勝大福本舗 様		幕別町	駒野 裕二氏	9千5百万円
	平成27年9月30日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		3億円	5年
	昭和31年創業の十勝産小豆加工食品、和菓子の製造販売業者。十勝産の良質の小豆にこだわった餡を和菓子に使用し、十勝大福、おはぎ、ぜんざい、きんつば等を全国のスーパー・小売店・コンビニ等に提供している。また、環境に配慮した取り組みを行い「北海道グリーン・ビズ認定制度」に登録されている。				
11	創和リビングサービス株式会社 様		札幌市	福山 信仁氏	1千万円
	平成27年9月30日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		1億円	5年
	平成11年設立の不動産管理業および賃貸マンション建築・販売業者。時代のニーズに応える斬新且つ新鮮なデザインで、自社による設計・施工・管理運営までの全プロセスを一貫体制でサポート。「デザイン性・利便性・機能性」に加えマーケティング機能を導入し、高い入居率を実現している。				
12	北央電設株式会社 様		札幌市	大森 友幸氏	2千万円
	平成27年9月30日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		3千万円	5年
	昭和48年設立の電気設備工事設計・施工業者。配電設備を主体に創業以来、一般道路やトンネル、橋梁などの設備や警報装置の設計、施工、維持補修業務など公共の社会インフラを支えてきた。ISO9001を取得し、徹底した品質管理のもと、ベテラン電気工事士による確実・正確な仕事により高い信頼を得ている。				
13	株式会社小柳中央堂 様		北見市	小柳 亨信氏	3,550万円
	平成27年9月30日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		1億円	5年
	昭和8年創業の事務用機器・オフィス家具・OA機器・事務用品等販売業者。創業以来、地域No.1の信頼される企業を目指して、顧客が納得のいくOA機器、オフィス用品を幅広く取り揃え、真心のあるサービスを提供。環境保全にも積極的に取り組み、平成27年8月「北海道グリーン・ビズ認定制度」に登録。				
14	有限会社ソーシャルワーク 様		滝川市	神部 寿郎氏	3百万円
	平成27年9月30日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		3千万円	5年
	平成15年設立の介護保険事業者で、グループホームや通所介護施設等を運営。「自分らしく生きていきたい」という創業理念のもと、専門知識を有する経験豊富なスタッフが皆で協力し、一体的な介護サービスを提供している。平成28年3月にはサービス付高齢者住宅を稼働する予定。				
15	メデル蝦名建業株式会社 様		札幌市	蝦名 大典氏	1千万円
	平成27年9月30日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		5千万円	5年
	昭和48年設立の建築工事業者。大手に負けない小回りと卓越した施工技術で数多くの受注実績を有する。特に、北国の住まいに適した「北方型住宅」、耐震・断熱に優れた「コロンブス工法」、家が換気する「パッシブ換気システム」を導入する等、質の高い家造りに定評がある。				

医療法人柏葉脳神経外科病院様が北洋医療福祉債を利用 ～医療・介護・福祉事業者向け債券発行スキーム～

「柏葉脳神経外科病院」やケアプランセンター「かしわば」等を運営する医療法人柏葉脳神経外科病院様（本社：札幌市、理事長：金子 貞男氏）は、9月30日に「北洋医療福祉債」1億円／年限5年を利用しました。

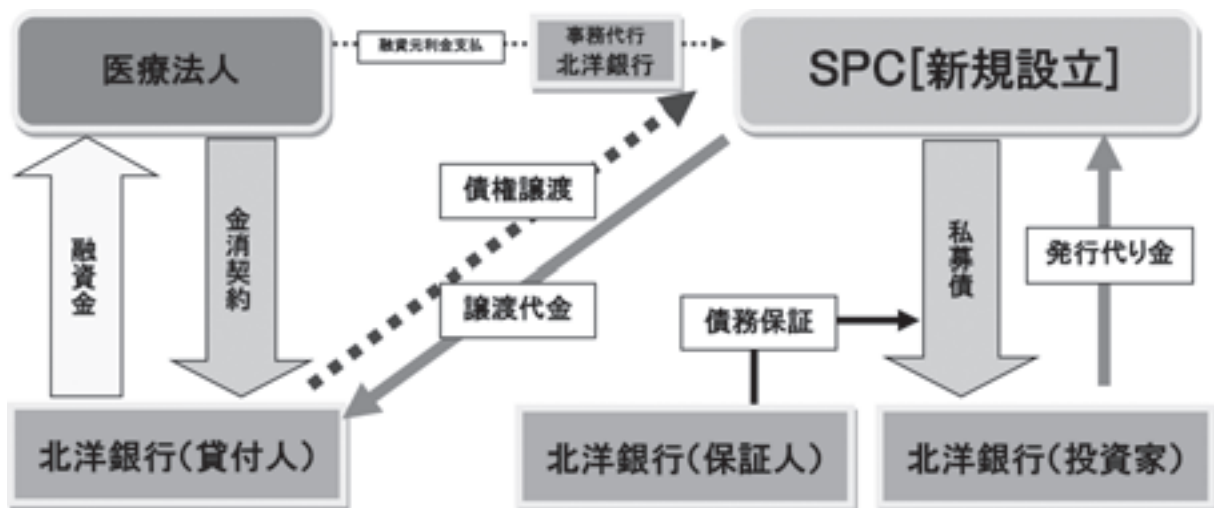
北洋医療福祉債は法的に債券を直接発行できない医療法人等に、まず融資を実行し、その返済を受ける権利を銀行から特定目的会社（SPC）に譲渡することで、SPCがその権利を裏付けとして発行する一般企業と同様の銀行保証付私募債です。

北洋医療福祉債を利用するためには、医療法人等の規模、財務、収益内容等について厳しい基準を満たしていることが必要であることから、「優良法人」として社会的評価がなされます。また、投資家からみると、「医療法人等が確実に融資金を返済する経営体力を有するか否か」が判断基準となります。

当医療法人のメリットは、①間接的に債券発行のメリットを享受できることと、②健全経営のPR効果が見込めることです。また、北洋銀行にとっては、①お客様ニーズへの対応強化、および②医療、介護、福祉マーケットからの収益機会を拡大できる点に意義があります。

今後も北洋銀行は、中小・中堅一般企業向けをはじめとして、医療法人等向けの本商品など、多様な私募債を道内のお客様に対してご提案していく所存です。

【商品仕組図】



- (1) 当行が医療法人等に社債内容とほぼ同内容（金利、利払い方法、償還方法他）の貸付を実行。
- (2) 上記貸付債権を当行がSPCに売却。
- (3) SPCは購入した債権を基にABS（アセット・バックド・セキュリティズ：資産担保証券 銀行保証付）を私募形式で発行。
- (4) ABSを当行が購入。

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	22年=100 季調値	前期比 (%)	22年=100 季調値	前期比 (%)	22年=100 季調値	前期比 (%)	22年=100 季調値	前期比 (%)	22年=100 季調値	前期比 (%)	22年=100 季調値	前期比 (%)
23年度	101.5	1.6	98.7	△ 0.7	102.5	2.8	97.7	△ 1.5	104.6	8.3	103.2	12.1
24年度	99.6	△ 1.9	95.8	△ 2.9	100.3	△ 2.1	95.9	△ 1.8	102.8	△ 1.7	100.1	△ 3.0
25年度	101.3	1.7	98.9	3.2	101.5	1.2	98.7	2.9	99.0	△ 3.7	98.9	△ 1.2
26年度	97.2	△ 4.0	98.5	△ 0.4	96.0	△ 5.4	97.6	△ 1.1	103.9	4.9	105.0	6.2
26年 4～6月	98.4	△ 3.4	98.8	△ 3.0	95.8	△ 6.1	97.1	△ 4.5	103.2	0.8	110.1	3.1
7～9月	98.0	△ 0.4	97.4	△ 1.4	96.0	0.2	96.6	△ 0.5	103.4	0.2	111.3	1.1
10～12月	95.5	△ 2.6	98.2	0.8	95.4	△ 0.6	97.5	0.9	104.1	0.7	112.3	0.9
27年 1～3月	97.4	2.0	99.7	1.5	97.4	2.1	99.2	1.7	107.5	3.3	113.4	1.0
4～6月	95.0	△ 2.5	98.3	△ 1.4	97.1	△ 0.3	96.8	△ 2.4	102.4	△ 4.7	114.6	1.1
26年 8月	96.9	△ 1.9	96.7	△ 0.8	94.1	△ 2.7	94.9	△ 2.1	104.4	1.4	111.7	0.9
9月	98.4	1.5	98.1	1.4	97.3	3.4	97.9	3.2	103.4	△ 1.0	111.3	△ 0.4
10月	96.5	△ 1.9	98.5	0.4	97.0	△ 0.3	98.0	0.1	102.3	△ 1.1	111.2	△ 0.1
11月	95.1	△ 1.5	97.9	△ 0.6	95.1	△ 2.0	97.3	△ 0.7	103.2	0.9	112.4	1.1
12月	94.8	△ 0.3	98.1	0.2	94.1	△ 1.1	97.1	△ 0.2	104.1	0.9	112.3	△ 0.1
27年 1月	97.1	2.4	102.1	4.1	97.6	3.7	102.4	5.5	105.0	0.9	111.8	△ 0.4
2月	97.1	0.0	98.9	△ 3.1	97.0	△ 0.6	97.9	△ 4.4	106.0	1.0	113.0	1.1
3月	98.1	1.0	98.1	△ 0.8	97.5	0.5	97.3	△ 0.6	107.5	1.4	113.4	0.4
4月	97.3	△ 0.8	99.3	1.2	97.6	0.1	97.9	0.6	105.8	△ 1.6	113.8	0.4
5月	91.7	△ 5.8	97.2	△ 2.1	94.2	△ 3.5	96.0	△ 1.9	102.4	△ 3.2	112.9	△ 0.8
6月	96.0	4.7	98.3	1.1	99.4	5.5	96.6	0.6	102.4	0.0	114.6	1.5
7月	r 95.7	△ 0.3	97.5	△ 0.8	96.9	△ 2.5	96.2	△ 0.4	r 103.1	0.7	113.7	△ 0.8
8月	p 96.1	0.4	96.3	△ 1.2	p 94.5	△ 2.5	95.5	△ 0.7	p 103.2	0.1	114.0	0.3
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	百貨店・スーパー販売額											
	百貨店・スーパー計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
23年度	948,544	0.3	197,008	0.1	214,071	△ 2.8	67,231	△ 0.1	734,473	1.2	129,777	0.2
24年度	949,656	0.1	195,552	△ 0.7	211,547	△ 1.2	66,493	△ 1.1	738,108	0.5	129,059	△ 0.6
25年度	977,353	2.9	201,439	2.4	218,601	3.3	68,930	3.7	758,752	2.8	132,508	1.8
26年度	967,563	△ 1.0	199,950	△ 0.9	209,547	△ 4.1	67,019	△ 2.8	758,016	△ 0.1	132,930	0.0
26年 4～6月	228,592	△ 2.4	46,933	△ 2.5	46,063	△ 7.8	15,138	△ 5.3	182,529	△ 0.9	31,794	△ 1.1
7～9月	236,255	1.6	48,756	1.6	49,209	△ 1.1	15,632	0.8	187,046	2.3	33,124	1.9
10～12月	265,168	1.0	54,909	1.2	60,195	△ 1.1	19,303	0.4	204,973	1.6	35,606	1.6
27年 1～3月	237,548	△ 4.2	49,352	△ 3.9	54,080	△ 6.8	16,945	△ 6.9	183,468	△ 3.4	32,406	△ 2.3
4～6月	238,706	4.4	49,420	5.3	48,003	4.2	16,034	5.9	190,703	4.5	33,386	5.0
26年 8月	80,881	2.5	16,266	2.8	15,763	0.5	4,739	1.9	65,118	3.0	11,527	3.2
9月	74,585	1.1	15,313	1.7	15,801	△ 2.3	4,886	1.6	58,784	2.1	10,427	1.7
10月	78,533	0.8	16,065	1.0	17,356	△ 1.1	5,293	△ 0.2	61,178	1.4	10,772	1.5
11月	82,129	3.2	17,286	1.9	18,517	0.9	6,173	1.1	63,612	3.9	11,114	2.4
12月	104,506	△ 0.6	21,558	0.7	24,322	△ 2.6	7,838	0.2	80,184	△ 0.0	13,720	1.1
27年 1月	80,853	△ 0.1	17,215	0.6	18,548	△ 1.5	5,995	△ 0.9	62,305	0.3	11,220	1.4
2月	73,266	1.4	14,986	2.0	16,342	4.2	4,925	2.9	56,924	0.6	10,061	1.6
3月	83,430	△ 11.9	17,150	△ 12.3	19,190	△ 18.4	6,025	△ 18.2	64,239	△ 9.8	11,126	△ 8.8
4月	78,502	7.7	16,080	9.5	15,645	11.3	5,223	13.2	62,857	6.8	10,858	7.9
5月	81,660	5.6	16,928	6.3	16,356	5.1	5,418	5.8	65,304	5.7	11,510	6.5
6月	78,544	0.3	16,412	0.6	16,002	△ 2.7	5,393	△ 0.2	62,542	1.0	11,019	0.9
7月	79,311	3.3	17,057	3.2	18,071	2.4	6,191	3.1	61,240	3.4	10,867	3.1
8月	79,176	3.0	16,056	2.6	15,797	0.2	4,832	2.0	63,379	3.8	11,225	3.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 百貨店・スーパー販売額の前年同月比は全店ベースによる。

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	専門量販店販売額											
	家電大型専門店				ドラッグストア				ホームセンター			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
23年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26年度	130,039	—	41,781	—	210,864	—	49,171	—	128,522	—	32,508	—
26年 4～6月	27,261	—	9,234	—	51,223	—	11,671	—	35,277	—	8,419	—
7～9月	31,841	—	10,642	—	54,088	—	12,482	—	31,807	—	8,062	—
10～12月	35,954	—	11,183	—	53,000	—	12,749	—	36,552	—	8,886	—
27年 1～3月	34,983	△27.3	10,722	△24.8	52,553	2.1	12,269	△1.6	24,886	△11.4	7,140	△11.7
4～6月	29,263	7.3	9,711	5.2	53,823	5.1	13,096	12.2	36,735	4.1	8,750	3.9
26年 8月	11,288	—	3,565	—	18,394	—	4,198	—	11,167	—	2,761	—
9月	10,312	—	3,129	—	17,510	—	3,996	—	9,603	—	2,522	—
10月	10,067	—	2,990	—	17,281	—	4,064	—	11,047	—	2,637	—
11月	11,609	—	3,487	—	17,370	—	4,048	—	11,429	—	2,778	—
12月	14,278	—	4,706	—	18,349	—	4,637	—	14,076	—	3,471	—
27年 1月	11,876	△12.4	3,622	△11.5	18,956	9.1	4,033	4.4	8,322	△4.8	2,350	△3.6
2月	9,548	△16.5	3,025	△15.2	17,266	4.3	3,927	6.3	6,967	△4.4	2,185	△2.6
3月	13,559	△41.4	4,076	△38.2	16,331	△6.8	4,309	△12.4	9,597	△20.3	2,605	△23.4
4月	9,799	12.4	3,166	10.4	17,104	△8.5	4,134	13.3	11,682	8.7	2,855	5.1
5月	9,825	12.2	3,293	11.3	17,786	17.0	4,522	14.9	13,808	6.2	3,193	7.8
6月	9,639	△1.5	3,252	△4.6	18,933	9.2	4,440	8.6	11,245	△2.4	2,702	△1.3
7月	11,195	9.3	4,135	4.8	19,625	7.9	4,608	7.5	11,636	5.4	2,831	1.9
8月	12,198	8.1	3,804	6.7	20,390	10.9	4,539	8.1	11,235	0.6	2,862	3.6
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■専門量販店販売額は平成26年1月から調査を実施

年月	コンビニエンスストア販売額				消費支出（二人以上の世帯）				来道客数		外国人入国者数	
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		北海道	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)
23年度	477,426	6.2	89,758	7.6	255,706	△5.0	284,044	△1.3	10,791	△3.8	351	△21.0
24年度	498,629	3.2	95,423	3.3	276,381	8.1	287,701	1.3	11,722	8.6	483	37.6
25年度	511,472	2.6	100,178	5.0	259,005	△6.3	293,448	2.0	12,268	4.7	682	41.3
26年度	528,434	3.3	105,438	5.3	259,469	0.2	288,188	△1.8	12,308	0.3	930	36.3
26年 4～6月	127,973	2.8	25,574	5.2	275,648	11.2	282,114	△1.1	2,830	△0.8	159	24.6
7～9月	142,281	3.9	27,709	5.2	248,846	2.6	279,214	△1.6	3,792	△0.8	248	27.2
10～12月	134,320	3.5	26,812	5.6	259,171	△8.1	300,404	△0.4	2,966	0.7	235	43.9
27年 1～3月	123,860	3.1	25,343	5.0	254,209	△3.5	291,019	△4.0	2,721	2.7	288	46.5
4～6月	133,344	4.2	27,219	6.4	250,625	△9.1	285,188	1.1	2,934	3.7	235	47.9
26年 8月	48,832	3.4	9,444	4.4	256,442	2.2	282,124	△0.9	1,396	△1.9	86	25.8
9月	44,613	4.3	8,742	5.6	226,423	△5.0	275,226	△1.9	1,216	△0.1	60	23.8
10月	44,732	3.8	8,935	6.0	261,247	△3.4	288,579	△0.7	1,111	△0.1	74	34.9
11月	42,977	2.7	8,628	5.2	229,572	△8.1	280,271	0.3	927	2.2	63	49.8
12月	46,611	3.9	9,249	5.6	286,694	△12.0	332,363	△0.6	928	0.2	99	47.5
27年 1月	41,895	4.3	8,437	6.2	248,947	0.1	289,847	△2.4	848	0.4	95	33.5
2月	38,383	2.7	7,852	5.1	234,865	1.4	265,632	△0.4	895	8.1	111	47.1
3月	43,582	2.1	9,054	3.8	278,816	△10.2	317,579	△8.1	977	0.2	82	64.2
4月	42,751	8.0	8,792	8.4	259,191	△14.4	300,480	△0.5	822	4.6	69	57.4
5月	45,640	3.8	9,344	6.4	251,706	△4.0	286,433	5.5	1,029	3.7	85	47.4
6月	44,953	1.2	9,083	4.6	240,977	△8.0	268,652	△1.5	1,083	2.9	81	41.2
7月	50,422	3.2	10,032	5.3	243,230	△7.8	280,471	0.1	1,221	3.5	130	26.2
8月	50,372	3.2	9,961	5.5	239,543	△6.6	291,156	3.2	1,404	0.6	114	32.8
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省、北海道				(社)北海道観光振興機構		法務省	

■コンビニエンスストア販売額の前年同月比は全店ベースによる。

■年度および四半期の数値は月平均値。

■「P」は速報値。

主要経済指標 (3)

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
24年度	176,847	12.0	49,142	2.8	68,527	7.6	59,178	27.7	4,439,092	10.7
25年度	198,981	12.5	55,541	13.0	69,615	1.6	73,825	24.8	4,836,746	9.0
26年度	179,403	△ 9.8	50,940	△ 8.3	60,359	△13.3	68,104	△ 7.7	4,453,509	△ 7.9
26年 4～6月	43,855	△ 5.6	11,384	△ 7.3	16,103	△ 8.3	16,368	△ 1.4	976,437	△ 1.9
7～9月	46,572	△ 6.2	13,759	4.5	15,947	△11.9	16,866	△ 8.2	1,104,524	△ 4.7
10～12月	38,289	△ 7.6	10,425	△11.9	12,322	△10.0	15,542	△ 2.3	1,028,519	△ 5.8
27年 1～3月	50,687	△17.5	15,372	△15.8	15,987	△21.1	19,328	△15.7	1,344,029	△15.5
4～6月	42,286	△ 3.6	12,530	10.1	16,660	3.5	13,096	△20.0	907,723	△ 7.0
26年 8月	11,737	△ 8.3	3,450	△ 0.3	4,022	△13.0	4,265	△ 9.6	281,325	△ 9.5
9月	16,833	△ 6.4	5,295	10.3	4,851	△20.2	6,687	△ 5.8	431,823	△ 3.2
10月	13,062	△ 7.1	3,664	△ 5.2	4,499	△13.5	4,899	△ 1.9	328,329	△ 7.4
11月	12,822	△13.7	3,562	△16.3	4,148	△14.2	5,112	△11.4	339,843	△10.2
12月	12,405	△ 0.9	3,199	△13.8	3,675	0.4	5,531	7.5	360,347	0.3
27年 1月	11,269	△26.9	3,016	△34.7	3,897	△19.4	4,356	△26.9	344,040	△20.7
2月	13,701	△23.6	4,024	△22.2	4,270	△25.2	5,407	△23.2	413,192	△15.8
3月	25,717	△ 8.6	8,332	△ 1.7	7,820	△19.5	9,565	△ 3.7	586,797	△11.9
4月	13,092	△ 2.1	4,043	20.5	5,216	3.2	3,833	△22.8	263,374	△10.1
5月	12,396	△ 8.1	3,600	2.4	4,690	4.6	4,106	△25.2	279,419	△ 8.2
6月	16,798	△ 1.2	4,887	8.2	6,754	2.8	5,157	△12.9	364,930	△ 3.8
7月	16,712	△ 7.2	5,272	5.1	7,185	1.6	4,255	△28.1	355,892	△ 9.1
8月	11,148	△ 5.0	3,506	1.6	4,122	2.5	3,520	△17.5	271,386	△ 3.5
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

年月	新設住宅着工戸数				民間非居住用建築物着工床面積				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	千㎡	前年同月比(%)	千㎡	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	1,539	0.9	40,502	8.3	89,742	6.2
24年度	35,523	12.5	8,930	6.2	1,647	7.0	44,559	10.0	87,026	△ 3.0
25年度	34,967	△ 1.6	9,873	10.6	1,910	16.0	47,679	7.0	97,030	11.5
26年度	32,225	△ 7.8	8,805	△10.8	1,769	△ 7.4	45,013	△ 5.6	97,805	0.8
26年 4～6月	8,915	△ 8.9	2,188	△ 9.3	630	2.6	11,703	△ 5.3	22,751	△ 0.4
7～9月	8,831	△15.8	2,225	△13.6	494	△ 8.9	11,356	△ 7.8	24,751	2.4
10～12月	9,618	△ 0.7	2,340	△13.8	307	△17.4	11,443	△ 3.0	22,419	△ 2.6
27年 1～3月	4,861	△ 3.0	2,052	△ 5.4	339	△11.7	10,510	△ 6.1	27,885	3.3
4～6月	9,448	6.0	2,355	7.6	503	△20.1	12,029	2.8	25,580	12.4
26年 8月	2,822	△19.0	738	△12.5	160	△ 9.7	3,892	△ 0.5	6,824	△ 3.3
9月	3,056	△21.6	759	△14.3	160	10.2	3,666	△16.0	10,710	7.3
10月	3,419	△ 5.3	792	△12.3	116	△11.3	4,668	15.3	6,981	△ 4.9
11月	3,465	37.5	784	△14.3	92	△32.2	3,524	△ 7.6	6,603	△14.6
12月	2,734	△23.1	764	△14.7	99	△ 6.1	3,251	△17.5	8,834	11.4
27年 1月	1,013	△20.0	677	△13.0	62	60.8	3,474	△10.2	6,729	1.9
2月	1,564	18.3	676	△ 3.1	217	34.4	4,062	13.5	7,416	5.9
3月	2,284	△ 5.7	699	0.7	60	△67.5	2,975	△20.7	13,740	2.6
4月	3,402	5.1	756	0.4	186	△18.5	4,269	7.2	8,413	3.0
5月	2,773	8.4	717	5.8	165	△ 9.1	3,900	10.1	7,650	19.3
6月	3,273	4.9	881	16.3	153	△30.8	3,861	△ 7.6	9,518	16.6
7月	3,401	15.2	783	7.4	181	4.3	4,210	10.8	7,419	2.8
8月	3,450	22.3	803	8.8	224	40.4	3,675	△ 5.6	6,582	△ 3.5
資料	国土交通省				国土交通省				内閣府	

■船舶・電力を除く民需（原系列）。

主要経済指標 (4)

年月	公共工事請負金額				有効求人倍率 (常用)		新規求人数 (常用)				完全失業率	
	北海道		全国		北海道	全国	北海道		全国		北海道	全国
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	倍 原数値		人	前年同 月比(%)	人	前年同 月比(%)	% 原数値	
23年度	749,583	△ 8.5	112,249	△ 0.5	0.46	0.62	22,751	10.7	602,736	13.1	5.2	4.5
24年度	776,431	3.6	123,820	10.3	0.57	0.74	24,943	9.6	662,728	10.0	5.1	4.3
25年度	947,780	22.1	145,711	17.7	0.74	0.87	28,464	14.1	710,146	7.2	4.5	3.9
26年度	875,365	△ 7.6	145,222	△ 0.3	0.86	1.00	29,913	5.1	738,811	4.0	3.9	3.5
26年 4～6月	422,004	20.5	46,563	14.4	0.77	0.89	29,991	7.6	723,974	7.2	4.1	3.7
7～9月	265,968	△24.4	41,532	△ 3.9	0.85	0.97	30,076	3.6	737,593	3.9	3.4	3.6
10～12月	101,043	△18.7	30,542	△ 6.0	0.91	1.05	27,316	3.6	697,482	1.5	4.4	3.3
27年 1～3月	86,350	△29.0	26,584	△ 9.3	0.91	1.10	32,270	5.5	796,197	3.6	3.8	3.5
4～6月	362,439	△14.1	45,220	△ 2.9	0.88	0.98	31,592	5.3	736,980	1.8	3.4	3.5
26年 8月	74,854	△27.8	11,276	△ 8.1	0.85	0.97	28,214	2.2	692,285	△ 0.1	3.4	3.5
9月	67,684	△23.1	13,984	△ 8.2	0.88	1.00	30,734	6.3	755,090	7.0	↓	3.5
10月	52,638	△21.0	13,161	△ 7.4	0.90	1.02	32,203	1.6	800,574	1.8	↑	3.5
11月	25,062	△29.6	8,437	△10.4	0.91	1.04	25,888	1.1	657,656	△ 3.3	4.4	3.3
12月	23,343	5.8	8,944	1.0	0.92	1.09	23,857	9.5	634,216	6.7	↓	3.2
27年 1月	12,091	18.2	6,708	△13.7	0.90	1.10	31,964	5.7	835,078	3.4	↑	3.5
2月	14,248	8.3	7,122	2.3	0.91	1.11	31,277	4.6	776,236	1.9	3.8	3.5
3月	60,011	△38.9	12,755	△12.4	0.90	1.08	33,569	6.2	777,276	5.5	↓	3.5
4月	149,172	△ 7.7	18,361	4.4	0.85	0.98	33,762	5.2	773,188	1.3	↑	3.6
5月	104,981	△16.1	11,294	△14.0	0.88	0.96	29,690	2.7	681,404	△ 3.3	3.4	3.4
6月	108,286	△19.9	15,564	△ 1.8	0.91	0.99	31,325	8.1	756,347	7.5	↓	3.4
7月	95,486	△22.6	14,632	△10.1	0.96	1.04	33,877	8.3	798,229	4.3	—	3.4
8月	61,324	△18.1	11,132	△ 1.3	0.98	1.08	30,217	7.1	719,639	4.0	—	3.4
資料	北海道建設業信用保証(株)ほか2社				厚生労働省 北海道労働局		厚生労働省 北海道労働局				総務省	

■年度および四半期 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。■年度の数値は四半期の平均値。
の数値は月平均値。

年月	消費者物価指数（生鮮食品除く総合）				企業倒産件数 （負債総額1,000万円以上）				円相場 （東京市場）	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	22年＝100	前 年 同 月 比（％）	22年＝100	前 年 同 月 比（％）	件	前 年 同 月 比（％）	件	前 年 同 月 比（％）	円／ドル	月（期）末
23年度	100.3	0.4	99.8	0.0	464	1.8	12,707	△ 2.7	79.05	10,084
24年度	100.3	0.0	99.6	△ 0.2	432	△ 6.9	11,719	△ 7.8	83.08	12,398
25年度	101.5	1.2	100.4	0.8	333	△22.9	10,536	△10.1	100.23	14,828
26年度	104.5	3.0	103.2	2.8	291	△12.6	9,543	△ 9.4	109.92	19,207
26年 4～6月	104.7	3.9	103.3	3.3	77	△19.8	2,613	△ 8.0	102.14	15,162
7～9月	104.9	3.5	103.5	3.2	73	△ 3.9	2,436	△ 8.6	103.92	16,174
10～12月	104.9	2.8	103.4	2.7	59	△14.5	2,222	△13.6	114.56	17,451
27年 1～3月	103.5	1.7	102.7	2.1	82	△10.9	2,272	△ 7.6	119.07	19,207
4～6月	104.2	△ 0.5	103.4	0.1	61	△20.8	2,296	△12.1	121.35	20,236
26年 8月	104.9	3.6	103.5	3.1	28	3.7	727	△11.2	102.96	15,425
9月	105.0	3.1	103.5	3.0	21	△ 4.5	827	0.8	107.09	16,174
10月	105.0	3.0	103.6	2.9	22	△15.4	800	△16.5	108.06	16,414
11月	104.8	2.8	103.4	2.7	14	△44.0	736	△14.6	116.22	17,460
12月	104.8	2.7	103.2	2.5	23	27.8	686	△ 8.5	119.40	17,451
27年 1月	103.7	1.9	102.6	2.2	23	△28.1	721	△16.5	118.24	17,674
2月	103.1	1.5	102.5	2.0	20	0.0	692	△11.5	118.57	18,798
3月	103.7	1.6	103.0	2.2	39	△ 2.5	859	5.5	120.39	19,207
4月	104.0	△ 0.3	103.3	0.3	24	△25.0	748	△18.1	119.55	19,520
5月	104.2	△ 0.6	103.4	0.1	16	△15.8	724	△13.1	120.74	20,563
6月	104.3	△ 0.6	103.4	0.1	21	△19.2	824	△ 4.7	123.75	20,236
7月	104.4	△ 0.4	103.4	0.0	29	20.8	787	△10.7	123.23	20,585
8月	104.4	△ 0.4	103.4	△ 0.1	26	△ 7.1	632	△13.0	123.23	18,890
資料	総務省				(株)東京商工リサーチ				日本銀行	日本経済新聞社

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インター
バンク中心相場の月中平均値。

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
23年度	374,431	9.3	652,885	△ 3.7	1,636,327	33.2	697,106	11.6
24年度	401,467	7.2	639,400	△ 2.1	1,698,530	3.8	720,978	3.4
25年度	471,851	17.5	708,565	10.8	1,914,979	12.7	846,129	17.4
26年度	468,479	△ 0.7	746,703	5.4	1,349,179	△29.5	838,146	△ 0.9
26年 4～6月	109,085	△ 1.6	176,132	0.1	302,323	△30.4	201,900	2.8
7～9月	115,684	2.5	182,788	3.2	323,362	△27.1	211,606	2.4
10～12月	127,564	4.8	197,666	9.1	374,523	△26.4	220,728	1.2
27年 1～3月	116,146	△ 8.1	190,117	9.0	348,972	△33.9	203,913	△ 9.3
4～6月	114,674	5.1	187,962	6.7	297,084	△ 1.7	191,505	△ 5.1
26年 8月	34,966	△ 4.1	57,048	△ 1.3	105,636	△36.4	66,580	△ 1.4
9月	43,117	8.3	63,821	6.9	114,075	△21.3	73,441	6.2
10月	42,549	5.6	66,873	9.6	114,150	△33.2	74,291	3.1
11月	40,330	9.4	61,875	4.9	125,463	△23.4	70,863	△ 1.6
12月	44,685	0.2	68,918	12.8	134,909	△22.6	75,574	1.9
27年 1月	43,715	31.8	61,434	17.0	127,850	△37.6	73,172	△ 9.1
2月	32,125	△22.2	59,414	2.5	105,640	△31.8	63,699	△ 3.6
3月	40,306	△22.4	69,268	8.5	115,482	△31.2	67,042	△14.4
4月	42,921	△ 4.1	65,502	8.0	102,299	△12.2	66,095	△ 4.1
5月	34,122	8.7	57,403	2.4	101,447	10.7	59,609	△ 8.6
6月	37,631	14.2	65,057	9.5	93,384	△ 0.8	65,801	△ 2.9
7月	r 53,575	42.5	66,637	7.6	r 107,687	3.9	r 69,341	△ 3.1
8月	p 42,359	21.1	58,818	3.1	p 100,272	△ 5.1	p 64,512	△ 3.1
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金 (国内銀行)							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
23年度	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
24年度	143,971	1.4	6,299,507	3.2	93,447	△ 0.5	4,267,338	2.2
25年度	145,753	1.2	6,508,869	3.3	95,005	1.7	4,373,619	2.5
26年度	149,377	2.5	6,737,478	3.5	94,827	△ 0.2	4,519,476	3.3
26年 4～6月	145,942	2.1	6,508,620	2.7	92,549	1.7	4,355,491	2.7
7～9月	144,103	1.0	6,510,035	2.6	93,101	△ 0.1	4,407,603	2.7
10～12月	147,760	2.4	6,583,264	3.1	94,948	1.9	4,470,409	3.2
27年 1～3月	149,377	2.5	6,737,478	3.5	94,827	△ 0.2	4,519,476	3.3
4～6月	149,876	2.7	6,760,893	3.9	94,019	1.6	4,501,452	3.4
26年 8月	145,531	1.8	6,440,711	2.6	93,005	2.0	4,353,757	2.6
9月	144,103	1.0	6,510,035	2.6	93,101	△ 0.1	4,407,603	2.7
10月	143,581	1.2	6,445,985	2.6	93,445	0.9	4,378,956	2.9
11月	146,023	2.0	6,544,322	3.5	93,920	1.8	4,415,885	3.1
12月	147,760	2.4	6,583,264	3.1	94,948	1.9	4,470,409	3.2
27年 1月	145,672	2.6	6,553,763	3.1	94,428	2.0	4,444,956	3.1
2月	146,543	3.0	6,589,873	3.6	94,558	2.1	4,460,267	3.4
3月	149,377	2.5	6,737,478	3.5	94,827	△ 0.2	4,519,476	3.3
4月	147,534	2.0	6,716,214	3.5	93,776	0.7	4,472,074	3.3
5月	148,659	2.5	6,759,406	4.4	93,865	0.9	4,482,106	3.4
6月	149,876	2.7	6,760,893	3.9	94,019	1.6	4,501,452	3.4
7月	147,650	2.2	6,710,429	4.5	94,427	1.9	4,508,452	3.8
8月	148,249	1.9	6,706,875	4.1	94,524	1.6	4,513,262	3.7
資料	日本銀行							



調査レポート 2015.11月号 (No.232)

平成27年 (2015年) 10月発行

発行 株式会社 北洋銀行

企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部

電話 (011) 231-8681

＜本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。＞



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。